

退職される方の
福利厚生のしおり

令和8年2月

富山県教育委員会

目 次

第1章	退職手当制度の概要（富山県教育委員会教職員課）	1
第2章	退職後の公的医療保険制度（公立学校共済組合富山支部）	9
第3章	公的年金制度とその手続き（公立学校共済組合富山支部）	24
第4章	その他の福利厚生事業	
第1	退職後の公立学校共済組合福祉事業	
	（公立学校共済組合富山支部）	42
第2	富山県教育活動応援者ネット（T-EACH ネット）について	43
第3	退職後の厚生会事業（（一財）富山県教職員厚生会）	44
第4	退職後の弘済会事業（（公財）日本教育公務員弘済会富山支部）	51
第5	退職後の学校生活協同組合事業（富山県学校生活協同組合）	53
第6	退職後の教職員共済生活協同組合事業	
	（教職員共済生活協同組合富山県事業所）	55
第7	富山県退職公務員連盟について（富山県退職公務員連盟）	56
第8	富山県教育会・富山県退職校長会について（（公社）富山県教育会）	60

＜お問い合わせ先＞

項目	担当	郵便番号	所在地	電話番号
退職手当制度	富山県教育委員会教職員課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076(444)8610
共済組合の給付 (厚生年金等) (医療保険制度)	公立学校共済組合富山支部	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076(432)7176 年金相談専用 076(444)2300 ※P39 参照
教育活動応援者ネット (T-EACH ネット)	(公財)富山県ひとつづくり財団	930-0018	富山市千歳町1-5-1	076(444)2000
厚生会事業	(一財)富山県教職員厚生会	930-8560	富山市千歳町1-5-1	076(432)1252
弘済会事業	(公財)日本教育公務員弘済会 富山支部	939-8084	富山市西中野町1-1-18 オフィス西中野内	076(464)3703
学校生活協同組合 事業	富山県学校生活協同組合	930-0821	富山市飯野25-8	076(451)5351
教職員共済生活協同 組合事業	教職員共済生活協同組合富山 県事業所	930-0018	富山市千歳町1-2-7	0800(888)4073
退職公務員連盟事業	富山県退職公務員連盟	930-0018	富山市千歳町1-5-1	076(432)3624
教育会事業	(公社)富山県教育会 富山県退職校長会(教育会内)	930-0018	富山市千歳町1-5-1	076(432)3624

※この冊子に記載されている各制度の内容やスケジュール等は、令和7年度に退職される職員を対象としたものです。

第1章 退職手当制度の概要 (令和7年10月現在)

富山県教育委員会教職員課

富山県職員等退職手当支給条例の規定により、退職手当は、原則として勤続期間（月計算）が6月以上である職員が退職したときに、県から退職者本人（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給されます。

ただし、退職者が引き続いて国または他の地方公共団体などに採用され、退職手当算定上の勤続期間が通算される場合、または懲戒免職の処分を受けたときなどは、原則として、退職手当は支給されません。

1 退職手当の支給額について

原則として、次のように算出します。

退職手当支給額 = 退職手当の基本額 + 退職手当の調整額

退職手当の基本額 = 退職時の給料の月額 × 退職理由・勤続年数に対応する支給割合（表2）

退職手当の調整額 = 調整月額を高い方から60月分合計した額（表1）

○平成18年4月の退職手当制度改正に伴い、次の経過措置が適用されます。

- 新制度切替日の前日（平成18年3月31日）に退職した場合の額の保障

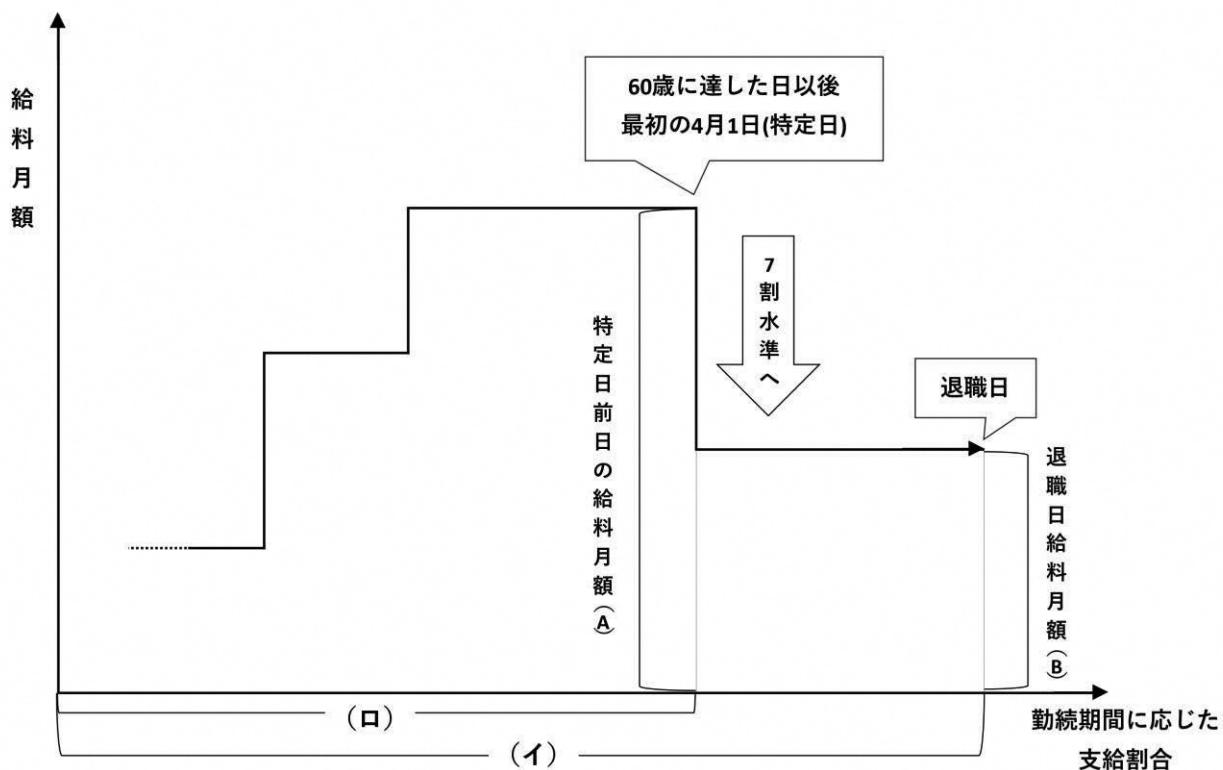
新制度による退職手当額…② < 新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、同日までの勤続期間・同日の給料の月額を基礎として改正前の制度により算定した退職手当額…①（※）

の場合、①の額を退職手当額とします。（②>①の場合は、②の額を退職手当額とします）

（※）①の退職手当額 = H18.3.31の給料の月額
× H18.3.31までの勤続年数に対応する支給割合（表3）
× 83.7/104（自己都合退職の場合は83.7/100）

○令和5年度以降の定年年齢の段階的引き上げに伴い、次の措置が適用されます。

- ・60歳に達する日の属する年度の末日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。
- ・職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日(特定日)から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、60歳に達する日の属する年度の末日(特定日前日)に退職した場合と比べて不利にならないよう「ピーク時特例」が適用される。



$$\begin{aligned}
 \text{退職手当の基本額} = & \text{ 特定日前日の給料月額(A) } \times \text{ 特定日前日までの勤続期間に対応する支給割合(口) } \\
 & + \text{ 退職日給料月額(B) } \times \{ \text{ 退職日までの勤続期間に対応する支給割合(イ) } \\
 & \quad - \text{ 特定日前日までの勤続期間に対応する支給割合(口) } \}
 \end{aligned}$$

※支給割合(イ)及び(口)について、勤続年数35年以上は一定のまま変わらない。そのため、特定日前日時点での勤続年数が35年以上の場合、特定日前日に退職した場合と特定日以後に退職した場合では退職手当の基本額は同額となる。

※特定日前日より前に給料月額のピークがある(例:給料の調整額が措置されていたが、特定日前日時点では措置されていなかった等)場合に、特定日前日に退職する場合と比べて不利にならないよう、別に特例措置が設けられている。

【表 1】退職手当の調整額区分表

(富山県職員等退職手当支給条例)

区分	原 則 (円)	主 な 適 用 者 (適用給料表別)				
			行政職	教育職(1)・(2)	医療職(2)	技能労務職
第1号	78,750	県立大学長	—	—	—	—
第2号	70,400	行10級相当	—	—	—	—
第3号	65,000	行9級相当	—	—	—	—
第4号	59,550	行8級相当 (次長級)	次長等	校長	—	—
第5号	54,150	行7級相当 (室長級)	室長等	校長	—	—
第6号	43,350	行6級相当 (課長級)	課長等	校長	—	—
第7号	32,500	行5級相当 (課長補佐級)	事務部長 副主幹	教頭 教諭・養護教諭等	副主幹	—
第8号	27,100	行4級相当 (係長級)	事務長 係長・副係長 主任	教諭・養護教諭等	主任	校務助手等
第9号	21,700	行3級相当 (係長級)	主任	教諭・養護教諭等 実習助手等	主任	校務助手等
第10号	0	行2級以下相当	主事	実習助手等	技師	校務助手等

※1 勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者の場合、原則にしたがって計算した金額の半分の金額となります。

※2 勤続9年以下の自己都合退職者及び非違退職者の場合、退職手当の調整額は支給されません。

【表2】退職手当の基本額支給区分及び支給割合一覧表(H30.1.1~)

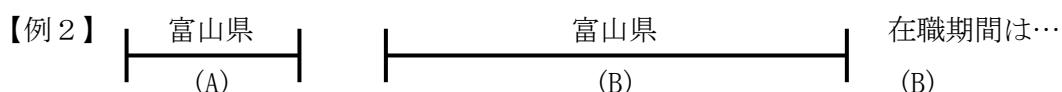
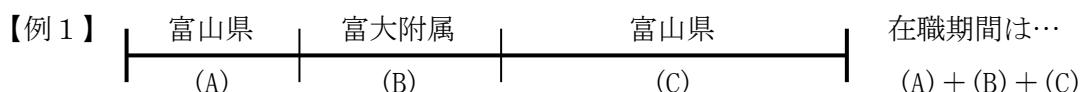
退職理由 勤続年	3 条			4 条		5 条			最低保障 a 給料 扶養 地域	
	自己都合	10年以下 公務外死亡等	公務外傷病	定年・ 早期退職 募集	11 公務外 死亡 年	24 年	公務上 傷病 ・ 死亡	定年・ 早期退職 募集	25年以 上 公務外 死亡 年	
6月未満	0	0.837					1.2555			2.7a
6月以上										
1年	0.5022	0.837					1.2555			3.6a
2	1.0044	1.674					2.511			4.5a
3	1.5066	2.511					3.7665			5.4a
4	2.0088	3.348					5.022			5.4a
5	2.511	4.185					6.2775			
6	3.0132	5.022					7.533			
7	3.5154	5.859					8.7885			
8	4.0176	6.696					10.044			
9	4.5198	7.533					11.2995			
10	5.022	8.37					12.555			
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605					
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171					
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815					
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792					
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025					
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413					
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235					
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034					
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445					
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655					
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655					
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276					
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865					
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897					
25	28.0395		28.0395		33.27075					
26	29.3787		29.3787		34.77735					
27	30.7179		30.7179		36.28395					
28	32.0571		32.0571		37.79055					
29	33.3963		33.3963		39.29715					
30	34.7355		34.7355		40.80375					
31	35.7399		35.7399		42.31035					
32	36.7443		36.7443		43.81695					
33	37.7487		37.7487		45.32355					
34	38.7531		38.7531		46.83015					
35	39.7575		39.7575		47.709					
36	40.7619		40.7619							
37	41.7663		41.7663							
38	42.7707		42.7707							
39	43.7751		43.7751							
40	44.7795		44.7795							
41	45.7839		45.7839							
42	46.7883		46.7883							
43	47.709		47.709							
44	47.709		47.709							
45	47.709		47.709		47.709					

【表3】退職手当支給区分及び支給割合一覧表(H17.1.1~H18.3.31)

退職理由 勤続年数	3 条			4 条				5 条			
	24年以下 自己都合	19年以下 公務外死亡	24年以下 公務外傷病	25年以上 自己都合	25年以上 公務外傷病	20～24年 公務外死亡	勤務公署の移転	整理	公務上傷病・死亡	25年以上 公務外死亡	定年・勧奨
6月末満 6月以上	0	1.0			1.25			1.5			2.7a
1年	0.6	1.0			1.25			1.5			3.6a
2	1.2	2.0			2.5			3.0			4.5a
3	1.8	3.0			3.75			4.5			5.4a
4	2.4	4.0			5.0			6.0			5.4a
5	3.0	5.0			6.25			7.5			
6	4.5	6.0			7.5			9.0			
7	5.25	7.0			8.75			10.5			
8	6.0	8.0			10.0			12.0			
9	6.75	9.0			11.25			13.5			
10	7.5	10.0			12.5			15.0		15.6	
11	8.88	11.1			13.875			16.65		17.316	
12	9.76	12.2			15.25			18.3		19.032	
13	10.64	13.3			16.625			19.95		20.748	
14	11.52	14.4			18.0			21.6		22.464	
15	12.4	15.5			19.375			23.25		24.18	
16	13.28	16.6			20.75			24.9		25.896	
17	14.16	17.7			22.125			26.55		27.612	
18	15.04	18.8			23.5			28.2		29.328	
19	15.92	19.9			24.875			29.85		31.044	
20	21.0	21.84			27.3			32.76			
21	22.2	23.088			28.86			34.632			
22	23.4	24.336			30.42			36.504			
23	24.6	25.584			31.98			38.376			
24	25.8	26.832			33.54			40.248			
25			33.75		35.1			42.12			
26			35.25		36.66			43.992			
27			36.75		38.22			45.864			
28			38.25		39.78			47.736			
29			39.75		41.34			49.608			
30			41.25		42.9			51.48			
31			42.5		44.2			53.04			
32			43.75		45.5			54.6			
33			45.0		46.8			56.16			
34			46.25		48.1			57.72			
35			47.5		49.4			59.28			
36			48.75		49.4						
37			50.0		50.0						
38			51.25		51.25						
39			52.5		52.5						
40			53.75		53.75			1			
41			55.0		55.0						
42			56.25		56.25						
43			57.5		57.5						
44			58.75		58.75						
45			59.28		59.28			59.28			

【参考1】退職手当支給額算出上の勤続期間について

- (1) 勤続期間の計算は、富山県職員（県費負担教職員を含む。以下同じ。）としての引き続いた在職期間を基礎とします。
- (2) 在職期間は、月単位で計算します。
- (3) 在職期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。ただし、在職期間が1年未満であるときは、切り捨てません。
- (4) 富山県職員が退職した後、退職日またはその翌日に再び富山県職員となったときは、引き続いて在職したものとみなします。
- (5) 在職期間のうちに、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業であって、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り、その期間の3分の1に相当する期間について在職期間から除算します。また、育児休業（前述した育児休業に該当する期間は除く。）、私傷病による休職、停職、その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）については、その2分の1に相当する期間について在職期間から除算します。なお、職員団体専従期間や配偶者同行休業については、その全期間について在職期間から除算します。
- (6) 国家公務員、富山県職員以外の地方公務員等から、退職手当の支給を受けずに引き続いて富山県職員となったときは、その国家公務員等としての在職期間は、富山県職員としての在職期間に通算します。



2 退職手当への課税について

- (1) 退職手当は、所得税法等にいう「退職所得」となるので、所得税、市町村民税、県民税の課税対象となります。
- (2) 退職所得にかかる所得税は、給与所得等とは区別して課税するという「分離課税方式」をとっています。よって、通常は、いったん所得税を源泉徴収すると課税関係は完結し、確定申告の必要はありません。
- (3) 退職所得にかかる市町村民税・県民税は、給与所得等にかかるものとは異なり、所得税と同様に、所得の生じた年に課税する現年度課税をとっており、分離課税となっています。
- (4) 税額を算定するときは、勤続期間等によって算出される退職所得控除額を退職手当支給額から控除します。その控除後の額を課税標準として、各税の税率を乗じるなどして税額を算定します。

《退職手当への課税例》

勤続期間 … 35年10月、退職手当支給額 … 2,220万円の場合

- ① 退職所得控除額 … 勤続年数36年（実際の勤続期間。1年未満の端数は切り上げ）であるから、【表4】より 1,920万円
- ② 退職所得金額 … 退職手当支給額から退職所得控除額を差し引いた額であるから 2,220万円 - 1,920万円 = 300万円
- ③ 退職手当への課税額 … 退職所得金額300万円であるから、【表5】より 226,575円

- (5) なお、一般に、退職手当からは、退職手当自体にかかる所得税、市町村民税、県民税とは別に、毎月の給与から徴収されていた住民税のうち未徴収の部分が、一括して徴収されます。

【参考2】退職後の住民税の取り扱いについて

通常、給与所得者は、給与所得等に対する住民税が、給与支給の際にその給与から徴収されることになっています。

給与所得等に対する住民税は、納税義務者の前年中の給与所得等を課税標準として翌年度に課税する前年所得課税となっています。よって、退職して、翌月以降の給与が支給されなくなったとしても、給与所得等に対する住民税は、原則として引き続き課税・徴収されることになります。

例として、令和8年3月に退職した場合は、令和7年度分住民税の令和8年4月分、5月分が退職手当から一括徴収されます。

そのほか、令和7年1月から12月までに支給された給与等に対する、令和8年度分住民税が令和8年6月から課税され、また、令和8年1月から3月までに支給された給与等に対しては、令和9年度分住民税が令和9年6月から、それぞれ課税されることになります。

【表4】勤続年数別の退職所得控除額表

(所得税法)

勤続年数	退職所得控除額								
1年	80万円	11年	440万円	21年	870万円	31年	1,570万円	41年	2,270万円
2	80	12	480	22	940	32	1,640	42	2,340
3	120	13	520	23	1,010	33	1,710	43	2,410
4	160	14	560	24	1,080	34	1,780	44	2,480
5	200	15	600	25	1,150	35	1,850	45	2,550
6	240	16	640	26	1,220	36	1,920	46	2,620
7	280	17	680	27	1,290	37	1,990	47	2,690
8	320	18	720	28	1,360	38	2,060	48	2,760
9	360	19	760	29	1,430	39	2,130	49	2,830
10	400	20	800	30	1,500	40	2,200	50	2,900

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げます。

※退職理由によって、控除額が変動することがあります。

【表5】退職所得金額別の源泉徴収税・特別徴収税額表（平成30年1月1日以降適用）

(所得税法、地方税法)

退職所得金額(万円)	税額				退職所得金額(万円)	税額			
	所得税(円)	市町村民税(円)	県民税(円)	計(円)		所得税(円)	市町村民税(円)	県民税(円)	計(円)
100	25,525	30,000	20,000	75,525	1,220	809,142	366,000	244,000	1,419,142
200	51,050	60,000	40,000	151,050	1,240	829,562	372,000	248,000	1,449,562
300	76,575	90,000	60,000	226,575	1,260	849,982	378,000	252,000	1,479,982
400	104,652	120,000	80,000	304,652	1,280	870,402	384,000	256,000	1,510,402
500	155,702	150,000	100,000	405,702	1,300	890,822	390,000	260,000	1,540,822
550	181,227	165,000	110,000	456,227	1,320	911,242	396,000	264,000	1,571,242
600	206,752	180,000	120,000	506,752	1,340	931,662	402,000	268,000	1,601,662
650	232,277	195,000	130,000	557,277	1,360	952,082	408,000	272,000	1,632,082
700	278,222	210,000	140,000	628,222	1,380	972,502	414,000	276,000	1,662,502
750	329,272	225,000	150,000	704,272	1,400	994,454	420,000	280,000	1,694,454
800	380,322	240,000	160,000	780,322	1,420	1,017,937	426,000	284,000	1,727,937
850	431,372	255,000	170,000	856,372	1,440	1,041,420	432,000	288,000	1,761,420
900	482,422	270,000	180,000	932,422	1,460	1,064,903	438,000	292,000	1,794,903
950	533,472	285,000	190,000	1,008,472	1,480	1,088,386	444,000	296,000	1,828,386
1,000	584,522	300,000	200,000	1,084,522	1,500	1,111,869	450,000	300,000	1,861,869
1,020	604,942	306,000	204,000	1,114,942	1,550	1,170,576	465,000	310,000	1,945,576
1,040	625,362	312,000	208,000	1,145,362	1,600	1,229,284	480,000	320,000	2,029,284
1,060	645,782	318,000	212,000	1,175,782	1,650	1,287,991	495,000	330,000	2,112,991
1,080	666,202	324,000	216,000	1,206,202	1,700	1,346,699	510,000	340,000	2,196,699
1,100	686,622	330,000	220,000	1,236,622	1,750	1,405,406	525,000	350,000	2,280,406
1,120	707,042	336,000	224,000	1,267,042	1,800	1,464,114	540,000	360,000	2,364,114
1,140	727,462	342,000	228,000	1,297,462	1,850	1,548,346	555,000	370,000	2,473,346
1,160	747,882	348,000	232,000	1,327,882	1,900	1,632,579	570,000	380,000	2,582,579
1,180	768,302	354,000	236,000	1,358,302	1,950	1,716,811	585,000	390,000	2,691,811
1,200	788,722	360,000	240,000	1,388,722	2,000	1,801,044	600,000	400,000	2,801,044

※この表にいう「退職所得金額」とは、退職手当支給額から、【表4】の退職所得控除額を差し引いた額になります。

※この表は、退職所得金額が掲載額ちょうどのときの課税額を示しています。掲載額と一致しないときの課税額はこれと異なることがありますので、目安として使用してください。

第2章 退職後の公的医療保険制度

公立学校共済組合富山支部

1 公的医療保険制度の概要

公的医療保険制度は、職域保険と地域保険の2つに大きく分類され、全ての国民が労働の形態、職種、職域によって、いずれかの制度に加入する「国民皆保険」の体制がとられています。

公的医療保険制度は、加入者やその家族（被扶養者）が公務や第三者による加害行為以外の病気やけが等により療養を受けた場合、その費用の一部を加入者が負担し、それ以外の部分を保険者が給付しますが、その費用は加入者が収入等に応じて負担する保険料等により賄われます。

また被用者保険においては、費用の負担について事業主負担があり、原則として労使折半により負担します。

（1）公的医療保険制度の分類

75歳未満の者の加入する公的医療保険制度は、労働の形態、職種、職域によって加入区分が次のように分類されています。

＜公的医療保険制度の分類＞

区分			加入者
公的医療保険制度	職域保険	健康保険	協会管掌健康保険 全国健康保険協会の適用事業所の職員
			組合管掌健康保険 各健康保険組合（単一企業または複数の企業が集まって設立）の適用事業所の職員
		被用者保険	船員保険 船員として船舶所有者に使用される者
			国家公務員共済組合 国家公務員及び組合役職員
		地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、地方職員共済組合、市町村職員共済組合など)	地方公務員及び組合役職員、公立大学法人の職員、都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関の職員など
			日本私立学校振興・共済事業団 私立学校の職員
	保険民健康	保険民健康	国民健康保険組合 各国民健康保険組合（建設、医師などの同業者が集まって設立）の適用を受ける者
		保地險域	市町村国民健康保険 自営業者など被用者保険等の適用とならない者

この他、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で、一定程度の障害状態にあり加入を申し出した者は、後期高齢者医療制度へ加入することとなります。

（2）介護保険制度

介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化により要介護状態となった場合に給付を受けることができる制度で、40歳以上の方を被保険者としています。

なお、40歳以上65歳未満の方を“第2号被保険者”、65歳以上の方を“第1号被保険者”と区分して保険料を負担することとなっており、在職中は、原則、給料から源泉控除しますが、退職後は加入する医療保険制度に係る保険料等に併せて納付することとなります。

（3）子ども・子育て支援金制度

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち

合い・連帶の仕組みです。

子ども・子育て支援法等の一部改正により、医療保険の被保険者や事業主が「子ども・子育て支援金」を負担することとなり、医療保険者が徴収し、国へ納付することとなりました。

任意継続組合員は、事業主負担がないため、子ども・子育て支援金の全額を負担し医療保険者に払い込む必要があります。

国へ納付された子ども・子育て支援納付金は、「こども未来戦略『加速化プラン』」の実施のための財源として活用されます。

2 退職後に加入する医療保険制度

組合員は退職と同時に組合員資格を喪失し、併せて認定を受けている被扶養者も認定取消しとなるため、退職後はそれまでのマイナ保険証や資格確認書を使用して医療機関を受診することはできません。

そのため、有効期限内の資格確認書等を保有している方は退職時の所属所を通して速やかに共済組合へ返却してください。(任用形態の変更により組合員番号が変更となる場合についても、返却してください。)

退職後は、就職等ご自身の状況に応じて、次のⒶからⒹまでのいずれか1つの医療保険制度への加入手続きを行ってください。(複数加入とならないようご注意ください)

Ⓐ 国民健康保険へ加入する場合

ⒷからⒹのいずれにも該当しない場合、国民健康保険へ加入することとなります。

退職時に該当する場合とは、国民健康保険の保険料が任意継続掛金よりも少額である場合等です。

加入手続きは、退職日の翌日から14日以内に住所地の市町村役場の窓口で行ってください。

(国民健康保険料については、市町村役場のホームページまたは窓口へお問い合わせください。)

Ⓑ 家族の被扶養者となる場合

退職後の収入が限度額未満であり、家族の方により生計を維持されている等、一定の条件を満たす場合は、その家族が加入する医療保険制度の被扶養者として認定を受けることができます。

その場合は、家族の方の勤務先等へ認定手続きを行ってください。

(医療保険者により認定要件や加入手続きが異なります。)

※ 公立学校共済組合富山支部組合員の被扶養者となる場合の認定要件は、15ページ「4 被扶養者認定」をご参照ください。

Ⓒ 共済組合の任意継続組合員制度に加入する場合

退職の日の前日まで引き続き1年以上（組合員期間1年1日以上）組合員であった方が申出をしたときは、公立学校共済組合の任意継続組合員制度に、最長2年間加入することができます。

任意継続組合員制度は、休業給付を除く短期給付を、現職の組合員と同様に受けることができる制度です。

同じ地方公務員共済組合の組合員は、組合員期間を通算して考えることから、「引き続き1年以上組合員であった者」として、任意継続組合員になることが可能ですが。ただし、前に加入していた任意継続期間や国民健康保険の被保険者期間は含みません。

(詳しくは、12ページ「3 任意継続組合員制度」をご参照ください。)

※ 任意継続組合員制度は、退職時にのみ加入することができるため、退職後期間をあけて、または任意継続組合員脱退後、退職の日の前日まで引き続き1年以上（組合員期間1年1日

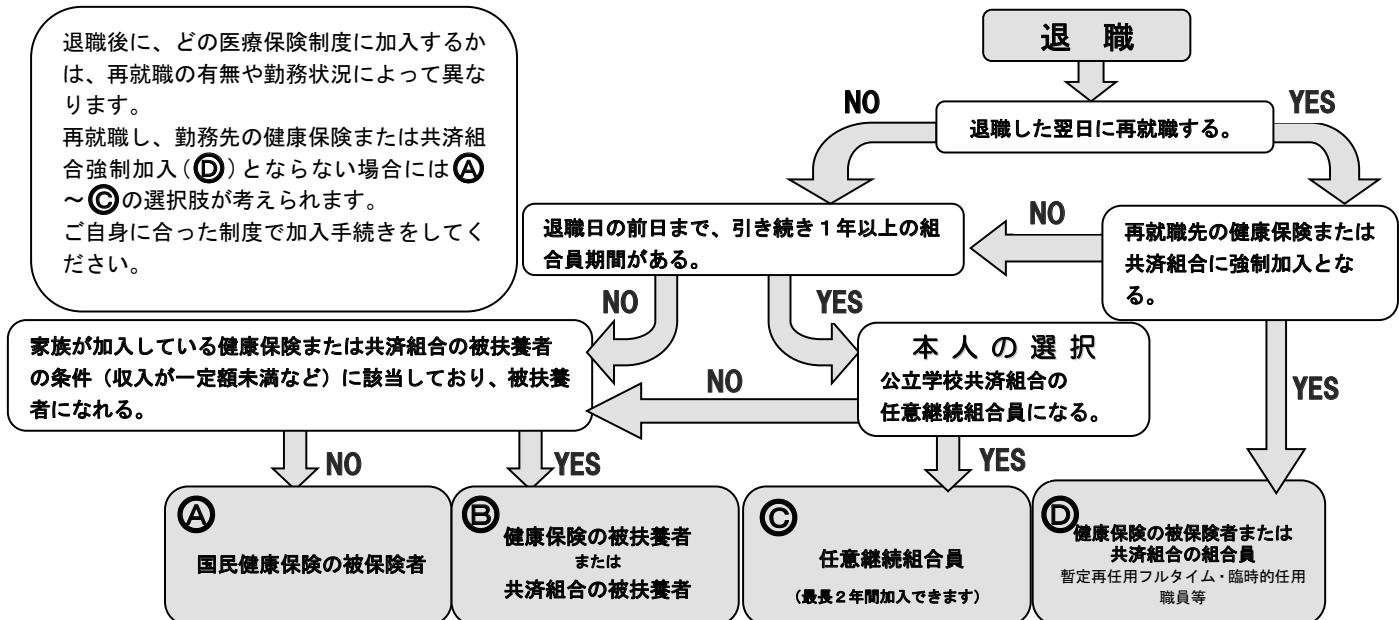
以上) の組合員期間がないと再度加入することはできません。

④ 再就職する場合

退職後に引き続き再就職する場合、雇用条件によって社会保険適用の有無が分かれますので、必ず再就職先へ適用の有無をご確認ください。

社会保険	医療保険制度の加入手続き
適用あり	再就職先で行ってください。
適用なし	Ⓐ から Ⓛ により各自で手続きを行ってください。

《退職後の医療保険制度加入フロー》



給付内容	附加給付がないなど、健康保険組合や共済組合により少額になることもある	健康保険または共済組合により異なる	現職時とほぼ同じ	健康保険または共済組合により異なる
掛金(保険料)	前年の収入をベースに算出(市町村により異なる)	被扶養者となるため、掛金(保険料)の負担はなし	事業主負担がなくなるため、現職時のほぼ2倍	再就職先により異なる
手続き先	住所地の市町村役場の国民健康保険窓口	ご家族が加入されている医療保険窓口	公立学校共済組合富山支部	再就職先の医療保険窓口
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった方の分の保険料を世帯主が負担することになる	年金も収入に含まれる。被扶養者になるための条件については、事前に確認が必要となる	被扶養者制度についても在職時と同じ。引き続き加入を希望する方は要件を満たしていれば認定できる	就職先によっては、健康保険が適用されない場合もある。その場合Ⓐ～③のうちいずれかを選択する

3 任意継続組合員制度

任意継続組合員制度へ加入することを希望する方は、次により手続きをしてください。

(1) 加入手続き

任意継続組合員制度への加入を希望する場合は、「任意継続組合員申出書」を退職の日から起算して**20日以内**に、退職時の所属所を経由して当支部宛て提出の上、納入期限までに任意継続掛金を納入してください。

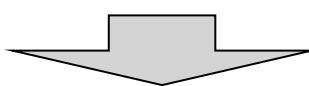
- ※ 再就職等の状況により、任意継続組合員制度への加入手続きを保留される場合は、申出期限（退職日から**20日以内**）に注意してください。
- ※ 任意継続掛金の口座振替による納入は、北陸銀行本・支店に本人名義の普通預金口座がある方に限ります。また、口座振替の都度、口座振替手数料が発生します。
- ※ 加入手続き完了後、就職により資格取得日に遡って申出を取り下げることとなる場合は、速やかに当支部までご連絡ください。申出の取り下げ及び任意継続掛金の還付手続きについてご案内します。
- ※ 納入期限までに任意継続掛金を納入されない場合は、任意継続組合員となることができません。また、加入後に任意継続掛金を納入しなかった場合は資格喪失することとなりますので、期限内の納入をお願いします。

通常受付の場合

	窓口納付	口座振替
任意継続申出書提出締切日	<u>令和8年4月17日(金)当支部必着</u>	<u>令和8年4月2日(木)当支部必着</u>
預金口座振替依頼書の提出		「預金口座振替依頼書」をご自宅宛て送付 「預金口座振替依頼書」を令和8年4月9日(木)金融機関ではなく共済組合へ提出 (金融機関届出印を押印ください。)
掛金の納入案内送付	3月19日(木)事前受付以降の受付分 任意継続掛金の納入案内をご自宅宛て送付 (振込用紙同封)3月31日(火)以降順次発送予定	3月6日(金)事前受付以降の受付分 任意継続掛金の納入案内をご自宅宛て送付 (振込用紙同封)3月31日(火)以降順次発送予定
4月分掛金納入期日	<u>令和8年4月17日(金)</u> ※申込締切日と同じ日のため要注意	<u>令和8年4月17日(金)</u> ※申込締切日と同じ日のため要注意 ※4月分は口座振替ではなく窓口納付により納入
資格情報のお知らせ交付	当支部で入金を確認後、資格情報のお知らせを交付し、ご自宅宛て送付します。 (マイナ保険証未登録の方には入金を確認後、申請によらず資格確認書の交付を行います。)	
5月以降掛金納入期日	<u>納入対象月の前月末日までに(前納)厳守</u> (土日祝日の場合は、前金融機関営業日)	<u>令和8年4月20日(月)</u> ※5月分以降は口座振替による納入となります ※納入期限は14ページ(4) 任意継続掛金の納入方法を参照

※ 任意継続掛金の納入を納入期限までに行ってください。

※ 口座振替不能となった場合は、別途、納入方法についてご連絡します。



また、上記手続きのほか、年度末退職者については、退職日前に「任意継続組合員申出書」の提出及び任意継続掛金の納入手続きを余裕をもって行っていただくことができるよう「事前受付」を実施します。

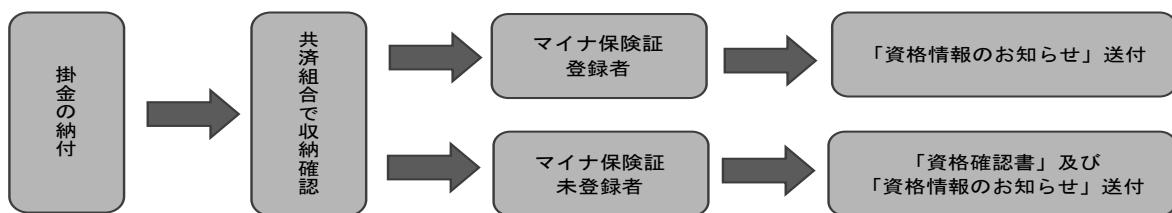
事前受付は、手続きに必要な期間を考慮して、任意継続掛金の納入方法について「口座振替を選択」する場合は**3月6日(金)**、「窓口納付を選択」する場合は**3月19日(木)**を「任意継続組合員申出書」の提出期限（当支部必着）とします。

事前受付の場合

	窓口納付	口座振替
任意継続申出書提出締切日	令和8年3月19日(木)当支部必着	令和8年3月6日(金)当支部必着
預金口座振替依頼書の提出		「預金口座振替依頼書」をご自宅宛て送付 「預金口座振替依頼書」を令和8年3月18日(水)金融機関ではなく共済組合へ提出 (金融機関届出印を押印ください。)
掛金の納入案内送付	任意継続掛金の納入案内をご自宅宛て送付 (振込用紙同封)3月31日(火)発送予定	任意継続掛金の納入案内をご自宅宛て送付
4月分掛金納入期日	令和8年4月17日(金)	令和8年3月31日(火)
資格情報のお知らせ交付	当支部で入金を確認後、資格情報のお知らせを交付し、ご自宅宛て送付します。 (マイナ保険証未登録の方には入金を確認後、申請によらず資格確認書の交付を行います。)	
5月以降掛金納入期日	納入対象月の前月末日までに(前納)厳守 (土日祝日の場合は、前金融機関営業日)	令和8年4月20日(月) ※納入期限は次回(4)任意継続掛金の納入方法を参照

※ 任意継続掛金の納入を納入期限までに行ってください。

※ 口座振替不能となった場合は、別途、納入方法についてご連絡します。



《被扶養者の取扱い》

任意継続組合員制度への加入申出の際、現職時に認定を受けた被扶養者がいる場合、任意継続組合員制度加入後の認定の継続について、任意継続組合員申出書「扶養者継続認定の確認について」欄の“引続き認定する者”または要件を欠くことにより“認定を取り消す者”の各欄へ、当該被扶養者氏名を記入してください。

※ 現職時に認定を受けた被扶養者を引き続き認定する場合は、当該被扶養者が被扶養者の要件を満たしていることが前提となります。

※ 任意継続組合員の60歳未満の被扶養配偶者については、国民年金第3号被保険者の非該当となるため、国民年金への加入手続きが必要となります。

※ 認定を取り消す被扶養者の方について、国民健康保険などへの加入手続きの際に、当組合が発行する“資格喪失証明書”が必要な方は、資格喪失証明書交付申請書による申請手続きも併せて行ってください。

※ 組合員の退職後、他の扶養義務者の収入の方が多くなることが明らかな場合は、組合員が主たる生計維持者ではなくなり、継続認定することができないため、「認定を取り消す者」欄へ、被扶養者氏名を記入してください。

[注] 任意継続組合員となった後に被扶養者の認定申告をする場合は、15ページ「4 被扶養者認定」をご参照ください。

(2) 任意継続掛金の種類

任意継続掛金には次の3種類があります。

- ・短期任意継続掛金（共済組合の短期給付（医療保険）に要する費用）
- ・介護任意継続掛金（介護保険制度に要する費用、40歳以上65歳未満の方のみ対象）
- ・子ども・子育て任意継続掛金（子ども・子育て支援金制度に要する費用）

(3) 任意継続掛金の算定

任意継続掛金は、任意継続組合員である間（資格取得した日の属する月分から、資格喪失した日の属する月の前月分まで。）、共済組合へ納入することとなります。

その算定基礎となる額は、次のいずれか低い額となります。

【任意継続掛金の算定基礎額】

- ① 退職時の標準報酬月額（短期）
- ② 各年度における全国の組合員の平均標準報酬月額（令和8年度：410,000円）

また、任意継続掛金は、算定基礎額にそれぞれの掛け率を乗じた額となります。（掛け率は、年度毎または年度途中に変更となる場合があります。）

(4) 任意継続掛金の納入方法

共済組合へ納入する任意継続掛金は、申出により次の①～③のうちいずれかの納入回数を選択することができ、口座振替または窓口納付（振込依頼書）にて納入していただきます。

また、納入期限は各期間の前月末日（土日祝日の場合は、前金融機関営業日）です。

納 入 回 数	納 入 期 限
① 2回払い R 8. 4分 + R 8. 5～R 9. 3分	R 8. 4月分：R 8. 4. 17(金) 5月以降分：R 8. 4. 30(木)
② 3回払い R 8. 4分 + R 8. 5～R 8. 9分 + R 8. 10～R 9. 3分	R 8. 4月分：R 8. 4. 17(金) 5～9月分：R 8. 4. 30(木) 10～3月分：R 8. 9. 30(水)
③ 12回払い（毎月払い）	R 8. 4月分：R 8. 4. 17(金) 5月以降分：各月前月末日

※ 口座振替の場合、納入期限前に口座振替を行います。（振替日及び振替額は別途ご案内します。）

(5) 任意継続掛金の納入額証明

任意継続掛金は、確定申告時等に社会保険料控除の対象となります。その際に必要な納入額の証明については、次のとおり取り扱います。

口座振替	納入年の翌年1月に、納入額の証明書をご自宅宛て送付します。
窓口納付	納入の際の「本人控え（領収証）」を使用して確定申告を行ってください。

※ 口座振替の場合で、上記送付時期よりも前に証明書が必要な場合や、窓口納付の場合で、本人控えを紛失した場合は、当支部までご連絡ください。交付申請手続きをご案内します。

(6) 2年目の任意継続掛金額

任意継続組合員制度は、任意継続組合員の資格を取得してから2年間加入することができますが、任意継続掛金額については、原則、年度毎に算定します。各年度末（3月上旬頃）に、翌年度に係る任意継続掛金額等についてご案内します。

(7) 任意継続組合員の資格喪失とその手続き

任意継続組合員が次の資格喪失事由に該当する場合は、その資格を喪失することとなりますので、速やかに手続きをしてください。

資格喪失事由	提出書類	資格喪失日
任意継続組合員の資格取得から2年を経過したとき	・ 交付を受けた証	その日
就職し、社会保険に加入したとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書 ・ 資格確認書(※有効期限内のものをお持ちの方のみ) ・ その他交付を受けた証 ・ 新しい就職先で交付された「資格確認書」の写しまたはマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの	社会保険加入日
国民健康保険へ加入するとき 家族の被扶養者になるとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書 ・ 資格確認書(※有効期限内のものをお持ちの方のみ) ・ その他交付を受けた証	喪失申出を当支部が受付けた日の属する月の翌月1日
任意継続掛金を納入期限までに払い込まなかつたとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書 ・ 資格確認書(※有効期限内のものをお持ちの方のみ) ・ その他交付を受けた証	納入期限の翌月1日 (初回分の払込を除く)
死亡したとき	・ 任意継続組合員資格喪失申出書 ・ 資格確認書(※有効期限内のものをお持ちの方のみ) ・ その他交付を受けた証 ・ 死亡した事実がわかる戸籍謄本等の写し	死亡した日の翌日

※ 一度、任意継続組合員となられた方が、期間を空けて暫定再任用、臨時の任用職員や会計年度任用職員等になり、共済組合資格要件を満たす場合は、公立学校共済組合員となります。

その場合は新たに組合員資格取得手続きをしますので、任意継続組合員資格喪失手続きを併せて行って下さい。任期終了後に再度任意継続組合に加入希望する場合は、組合員期間が1年1日以上ないと加入することが出来ません。

例) R 8.6.1 に臨時の任用職員となった場合

→ R 8.4.1～R 8.5.30 任意継続組合員

→ R 8.6.1～R 9.3.31 臨時の任用職員 → 組合員期間 10か月 任意継続加入は不可

→ R 8.6.1～R 9.6.15 臨時の任用職員 → 組合員期間 12か月と 15日 任意継続加入は可

4 被扶養者認定

在職中と同様、一定の要件を満たしている場合に、被扶養者の認定を受けることができます。

(1) 被扶養者の認定要件

被扶養者の認定に係る一定の要件とは、次のとおりです。

【一定の要件】

① 任意継続組合員の三親等以内の親族であること。

※ 三親等以内の親族のうち、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者は同居が必要です。

② 主として組合員の収入によって生計を維持している者であること。

③ 認定対象者の年間収入額が 130 万円（月額 108,334 円 ≈ 1,300,000 円 ÷ 12 月）未満であること。

※ ただし、障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者
又は 60 歳以上の者は、年間収入額が 180 万円（月額 150,000 円 = 1,800,000 円 ÷ 12 月）
未満であること。

※ 組合員の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の者は、年間収入額が 150 万円（月額 125,000
円 = 1,500,000 円 ÷ 12 月）未満であること。

- ④ 日本国内に住民票があること。等

（2）認定を受ける場合の手続き

被扶養者として認定を受けようとする者がいる場合は、事実発生日から 30 日以内に次の手続きを行ってください。（30 日を過ぎると、事実発生日に遡って認定することはできません。）

また、被扶養者申告書の受付後、書類が整ってから概ね 3 週間程度で、「資格情報のお知らせ」をご自宅宛てに送付します。※マイナ保険証をお持ちでない方は、任意継続組合員申出書の資格確認書発行要否欄の「発行が必要」に☑チェックを入れることで、任意継続組合員被扶養者証に代わる「資格確認書」を送付します。

【新たに認定を受ける場合の提出書類】

- ① 被扶養者申告書（所属所長の証明は不要です。）
- ② 扶養事情説明書
- ③ 戸籍謄本または抄本（認定対象者との続柄及び生年月日等を確認します。）※原本
- ④ 認定対象者の最新の所得証明書（中学生以下は不要です。）※原本
- ⑤ 認定対象者の住民票の写し（同居を要件とする認定対象者は世帯全員のもの）※コピー不可
- ⑥ 在学証明書（認定対象者が学生である場合。）
- ⑦ 雇用証明及び月別給与支給（見込）証明書（認定対象者に収入がある場合。）
- ⑧ 送金明細書及び送金の事実を確認できる書類の写し（学生以外の認定対象者と任意継続組合員が別居している場合。）
- ⑨ 届出事実及びその発生日を確認できる書類の写し 等

※ 認定対象者の状況により手続きに必要な書類が異なりますので、認定が必要な場合は事前に当支部までご連絡ください。

※ 退職時に既に認定を受けていた被扶養者を、任意継続組合員制度加入後も引き続き認定を受けようとする場合に限り、上記によらず、「任意継続組合員申出書」に当該被扶養者の氏名をご記入いただくことで認定手続きに代えております。12 ページ「3 任意継続組合員制度（1）加入手続き中《被扶養者の取扱い》」をご参照ください。

（3）認定取消し手続き

被扶養者として認定を受けていた者が、就職や限度額を超える収入を得る等により、認定要件を欠くこととなった場合は、速やかに次の手続きを行ってください。

【認定取消し手続きに必要な提出書類】

- ① 被扶養者申告書（所属所長の証明は不要です。）
- ② 届出事実及びその発生日を確認できる書類の写し（就職先で交付された資格確認書の写しまたはマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写しなど）

- ③ 資格確認書 ※有効期限内のものをお持ちの方
- ④ その他交付を受けた証

※ 認定を受けていた者の状況により手続きに必要な書類が異なりますので、認定取消しが必要な場合は事前に当支部までご連絡ください。

(4) 被扶養者の資格確認について

被扶養者として認定を受けている者が、認定要件を満たしているかについて、毎年「被扶養者資格の確認」（検認）を実施します。

詳しくは、後日送付する通知文書をご覧ください。

5 その他の手続き

次に該当する場合は、手続きが必要です。

(1) 住所が変わったとき（転居したとき）

【提出書類】

- ① 記載事項変更申告書（所属所長の証明は不要です。）
- ② 住民票の写し※コピー不可

※ 被扶養者の住所変更を申請する場合 居住地のみ変更した場合→記載事項変更申告書に居住地住所を記入し提出
住民票も異動した場合→記載事項変更申告書、住民票の写しを提出 ※コピー不可

(2) 氏名が変わったとき

【提出書類】

- ① 記載事項変更申告書（所属所長の証明は不要です。）
- ② 戸籍謄本または抄本 ※原本

※ 組合員だけではなく、被扶養者が氏名変更した場合も同様の手続きを行ってください。

(3) 資格確認書又は資格情報のお知らせを紛失したとき

【提出書類】

資格確認書（交付を受けている方）…①資格確認書再交付申請書（所属所長の証明は不要です。）
資格情報のお知らせ…②資格情報のお知らせ再交付申請書（所属所長の証明は不要です。）

※ 「申請理由」は、理由欄より必ず選択してください。

※ 資格確認書等の紛失については、予期しない損害が任意継続組合員の方へ発生する可能性
がありますので、必ず警察署へ遺失届を行ってください。

(4) 高額な医療を受けるとき

マイナ保険証をお持ちの方が高額な医療を受ける場合は、医療機関等の窓口においてマイナ保険証を提示することで、窓口負担額のうち高額療養費に相当する額を軽減することができます。

また、マイナ保険証をお持ちでない方であっても、医療機関等が利用するオンライン資格確認により、同様に窓口負担額の軽減を受けることができますが、受診する医療機関等で「限度額適用認定証」の提示を求められた場合は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 限度額適用認定申請書（所属所長の証明欄は記入不要）

- ※ 有効期限は、申請した日の属する月から最長1年間となります。
- ※ 有効期限が終了した後、引き続き当該証が必要な場合は、改めて申請してください。
- ※ 使用を終了したときは、速やかに当支部へ返却してください。

6 任意継続組合員である間に受けられる給付事業等

(1) 短期給付事業

任意継続組合員及びその被扶養者は、別表（23ページ）に掲げる短期給付を、現職の組合員と同様に受けることができます。また、請求手続きが必要な給付を請求する場合は、請求書様式を当支部ホームページからダウンロードして印刷いただくか、当支部までご連絡ください。

なお、傷病手当金は、退職後にその支給要件を満たしている場合（報酬が支給されているため傷病手当金の支給が行われていない場合を含む。）には、その者が退職しなかった場合に受給できる期間について請求することができます。（退職後に任意継続組合員にならない場合を含む。）

ただし、退職後に他の事業所（自営を含む）で就労し報酬を得ている場合や勤務することができる状態にありながら適当な職がないために勤務しない場合など、請求者に労働能力があると認められるときは、傷病手当金は支給できません。（詳しくは当支部までご照会ください。）

(2) 特定健康診査

40歳以上75歳未満の任意継続組合員及びその被扶養者を対象に、生活習慣病の前段階にあるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を受けることができます。

対象者には、7月頃に「特定健康診査受診券」を送付します。ただし、「特定健康診査受診券」を使用して人間ドックを受けることはできません。

《補足事項》

- ・「任意継続組合員申出書」、「任意継続組合員資格喪失申出書」は、本冊子に掲載しています。
- ・「被扶養者申告書」、「記載事項変更申告書」など他の手続き様式は、公立学校共済組合富山支部ホームページからダウンロードして印刷していただくか、当支部までご連絡ください。
- ・医療費や被扶養者の認定・取消、資格喪失後の公的医療保険制度への加入等のお問い合わせは、下記までお願いします。

《お問い合わせや書類のご提出はこちらまで》

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7 富山県教育委員会保健体育課内

公立学校共済組合富山支部（電話番号：076-432-7176）

所属所受付印	共済組合受付印

任意継続組合員申出書

組合員等記号番号		(フリガナ) 氏名		生年月日				性別			
年号	年	月	日								
公立富				S				男			
				H				女			
退職時の所属機関				退職年月日				退職時 年齢			
所属所コード	所属所名			年号	年	月	日				
				R							
在職期間(組合員期間)				在職年数		退職時の標準報酬の月額					
年号	年	月	日	年	月	年	月	年	月	年	月
S・H・R				から		等級		等級		等級	
S・H・R				まで		級		級		級	
円											
掛け金の払込方法及び納付回数をそれぞれ選択して○で囲んでください。											
払込方法			納付回数					資格確認書発行要否			
口座振替 (北陸銀行のみ)	窓口から納付	2回払い (1+11月納付)	3回払い (1+5+6月納付)	12回払い (毎月納付)	<input type="checkbox"/> 発行が必要						
共済組合から給付金の振込みを受ける金融機関口座をご記入ください。											
金融機関名			本・支店名		預金種別	口座名義(カタカナ)					
	銀行・信金 信組・農協 労金・その他		本店 支店 出張所	普通 当座							
口座番号(右詰め)											
被扶養者継続認定の確認について											
退職時に被扶養者の認定を受けていた者について、今後の認定継続または取消しを行いますので、該当する区分に被扶養者の氏名を記入ください。											
引き継ぎ認定する者											
資格確認書発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要										
認定を取り消す者											
※ 新たな者を認定する場合は、別途「被扶養者申告書」に必要書類を添えて申告してください。											
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。											
公立学校共済組合富山支部長 殿											
令和	年	月	日	(〒 -)							
申出者				住所 〒 () - () - ()							
氏名(自署)											
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。											
令和	年	月	日	職名							
所属所長				氏名							

※申出書の提出期限は、退職の日から起算して20日以内です。(掛け金を期限内に必ず納入ください。) R6.12
※資格確認書の発行が必要な場合は「発行が必要」にチェックを入れてください。

ただし、発行対象者は以下の場合に限ります。

- マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除申請者、利用登録解除者
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限限切れの者

記入例

任意継続組合員申出書

所属所受付印 共済組合受付印

所属所受付印
(受け付た日)

組合員等記号番号							(フリガナ) 氏名		生年月日				性別						
公立富	1	2	3	4	5	6	(コウリツ タロウ) 公立 太郎		年号	年	月	日							
	(S) H	4	0	0	1	0	6	男 女											
退職時の所属機関							退職年月日				退職時 年齢								
所属所コード		所属所名					年号	年	月	日									
1	2	3	4	富山市立 ○○小学校					R	0	8	0	3	3	1	6	1		
在職期間(組合員期間)							在職年数		退職時の標準報酬の月額										
年号	年	月	日	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月		
(S・H・R)	6	2	0	4	0	1	から	3	9	0	0	等級	27級	4	1	0	0	0	0
S・H・R	0	8	0	3	3	1	まで					円							
掛け金の払込方法及び納付回数をそれぞれ選択して○で囲んでください。																			
払込方法				納付回数								資格確認書発行要否							
口座振替 (北陸銀行のみ)		窓口から納付		2回払い (1+11月納付)		3回払い (1+5+6月納付)		12回払い (毎月納付)		発行が必要									
共済組合から給付金の振込みを受ける金融機関口座をご記入ください。																			
金融機関名				本・支店名				預金種別				マイナ保険証未登録の方は □を入れてください。 「資格情報のお知らせ」と 併せて「資格確認書」を 交付します。							
北陸		銀行・信金 信組・農協 労金・その他		県庁内		本店 支店 出張所		普通		当座									
被扶養者継続認定の確認について																			
退職時に被扶養者の認定を受けていた者について、今後の認定継続または取消しを行いますので、該当する区分に被扶養者の氏名を記入ください。																			
引き継ぎ認定する者		公立 花子(妻)		□		□		□		□		□		□		□			
資格確認書発行要否		発行が必要		発行が必要		発行が必要		発行が必要		発行が必要		発行が必要		発行が必要		発行が必要			
認定を取り消す																			
※新規		引き継ぎ被扶養者として認定したい方でマイナ保険証未登録の方には□を入れてください。 「資格情報のお知らせ」と併せて「資格確認書」を交付します。		書		に必要書類を、 、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。		継続認定する被扶養者について、認定基準以上の収入が見込まれる場合や、被扶養者でない配偶者がおり且つその配偶者が主たる生計維持者である場合は、継続認定できないことがあります。											
地方公		公立		令和		新規		申出者		（〒 930 - 8501 ）		住所		富山市新総曲輪1番7号		TEL		(076) - (432) - (7176)	
令和		新規		新規		申出者													
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。																			
令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日		職名		富山市立○○小学校長		所属所長		氏名		青空 志郎									
※申出書の提出期限は、退職の日から起算して20日以内です。																			
※資格確認書の発行が必要な場合は「□発行が必要」にチェック																			
(当支部必着)																			
ただし、発行対象者は以下の場合に限ります。		通常受付		窓口納付		口座振替													
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの登録が完了していない者		令和8年4月17日		令和8年4月2日															
・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない者		令和8年3月19日		令和8年3月6日															
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限限切れの者																			

(当支部必着)

通常受付	窓口納付	口座振替
事前受付	令和8年4月17日	令和8年4月2日
	令和8年3月19日	令和8年3月6日

任意継続組合員資格喪失申出書

任意継続組合員等記号番号	公立富
退職年月日	令和 年 月 日

※

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第 号の規定により、任意継続組合員でなくなることを希望するので申し出ます。

理由（該当する理由の番号を○で囲んでください。）

1. 国民健康保険に加入するため (R 年 月 日より) …… 5号
 2. 家族の被扶養者になるため (R 年 月 日より) …… 5号
 3. 就職により他の健康保険の被保険者になったため …… 4号
 4. その他 ()
- (R 年 月 日資格取得)

※

公立学校共済組合富山支部長 殿

令和 年 月 日

申出者 (〒 -)
住所

氏名

(自署)

TEL ()-()-()

- ・ 喪失理由1・2の場合は資格喪失申出書を共済組合が受理した後、「資格喪失証明書」を送付します。（※送付時期は、資格喪失日以降となります。）
- ・ 資格確認書等は、資格喪失日後1週間以内に返却してください。
- ・ 喪失理由3に該当する場合は、就職先で交付される「資格確認書」の写し又はマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」（当該資格確認情報の保存日時が資格喪失申出書の提出日以前1月以内のものに限る）をプリントアウトしたものと、交付済みの資格確認書等を添付してください。（資格情報のお知らせは返却不要）

記入例

任意継続組合員資格喪失申出書

〈任意継続2年目を辞めて
国民健康保険に加入したい
場合〉

任意継続組合員等記号番号	公立富〇〇〇〇〇〇
退職年月日	令和8年3月31日

※

地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第
なくなることを希望するので申し出ます。

号の規定により、任意継続組合員で

注) 1.または2.による理由での喪失
申出は当支部が受けた日の
属する月の翌月1日が喪失日と
なります。

理由(該当する理由の番号を○で囲んでください。)

1. 国民健康保険に加入するため (R 9年4月1日より) 5号
2. 家族の被扶養者になるため (R 年 月 日より) 5号
3. 就職により他の健康保険の被保険者になったため 4号

※

(R 年 月 日資格取得)

4. その他 ()

公立学校共済組合富山支部長 殿

令和9年3月15日

※この日付が4月で、4月中に当支部が受けた場合は
国民健康保険の加入が翌月
5月1日となります。

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)
申出者 住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名 公立 太郎

(自署)

TEL (〇〇〇)-(〇〇〇)-(〇〇〇〇)

- 喪失理由1・2の場合は資格喪失申出書を共済組合が受理した後、「資格喪失証明書」を送付します。
(※送付時期は、資格喪失日以降となります。)
- 資格確認書等は、資格喪失日後1週間以内に返却してください。
- 喪失理由3に該当する場合は、就職先で交付される「資格確認書」の写し又はマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」(当該資格確認情報の保存日時が資格喪失申出書の提出日以前1月以内のものに限る)をプリントアウトしたものと、交付済みの資格確認書等を添付してください。
(資格情報のお知らせは返却不要)

別表

任意継続組合員が受けられる共済組合短期給付事業

区分	給付の種類	給付事由	法定給付	附加給付	請求要否
保健給付	マイナ保険証等を使用したとき	療養の給付	任意継続組合員及びその被扶養者が公務によらない病気につかわり又は負傷し、マイナ保険証等を提示したとき	療養に要した費用の7割～8割 (現物給付) ・小学校就学前まで8割 ・小学生以上 69歳まで7割 ・70歳以上 7割又は8割	自己負担額から 25,000円を控除した額 (100円未満切捨て)
		家族療養の給付			
	マイナ保険証等を使用しなかつたとき	高額療養費	任意継続組合員及びその被扶養者が同一月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る自己負担額が著しく高額であったとき	自己負担額から自己負担限度額を控除した額 (自己負担限度額) ①標準報酬月額 28万円以上の者 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (年間4回目以降は 44,400円) ②標準報酬月額 28万円未満の者 57,600円 (年間4回目以降は 44,400円)	左記①または②の自己負担限度額から 25,000円を控除した額 (100円未満切捨て)
		療養費	任意継続組合員及びその被扶養者が療養の給付等を受けられなかつたとき ・マイナ保険証等を提示しなかつたとき ・治療用装具等を購入した等	療養に要した費用の7割～8割 ・小学校就学前まで8割 ・小学生以上 69歳まで7割 ・70歳以上 7割又は8割	自己負担額から 25,000円を控除した額 (100円未満切捨て)
	埋葬料 家族埋葬料	高額療養費	任意継続組合員及びその被扶養者が療養の給付等を受けられなかつた場合であつて、同一月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る自己負担額が著しく高額であつたとき	自己負担額から自己負担限度額を控除した額 (自己負担限度額) ①標準報酬月額 28万円以上の者 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (年間4回目以降は 44,400円) ②標準報酬月額 28万円未満の者 57,600円 (年間4回目以降は 44,400円)	左記①または②の自己負担限度額から 25,000円を控除した額 (100円未満切捨て)
		出産費 家族出産費	任意継続組合員又はその被扶養者が公務によらないで死亡したとき 退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円	25,000円 〔退職後の場合は支給しない〕
	休業給付	傷病手当金	病気休職者等が退職日まで引き続いて傷病手当金を受給していたとき 又は退職日において傷病手当金の受給資格があるとき	支給開始日前1年間の平均標準報酬月額 × 1/22 × 2/3 × 給付日数 支給期間は開始日から1年6月まで	
		弔慰金 家族弔慰金	任意継続組合員又はその被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡したとき	組合員 標準報酬月額 × 1 被扶養者 標準報酬月額 × 0.7	
災害給付	災害見舞金	任意継続組合員が非常災害によってその住居または家財に一定の損害を受けたとき	損害の程度により 標準報酬月額の 0.5～3月分		請求手続きは不要です（自動給付） 請求書及び添付書類をご提出ください 請求書様式は富山支部ホームページからダウンロードまたは富山支部までご連絡ください

第3章 公的年金制度とその手続き

公立学校共済組合富山支部

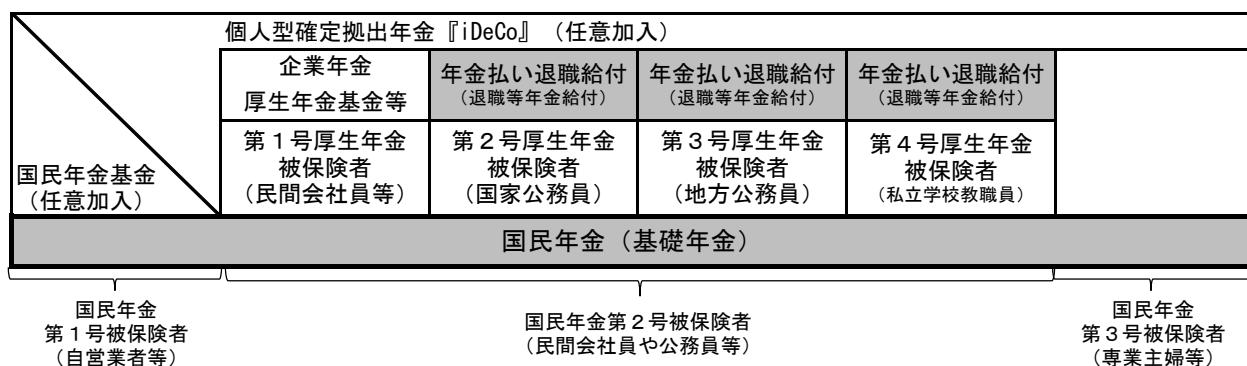
I 公的年金制度の概要

1 公的年金制度の体系

本資料は、今後の制度改正等により内容が変更となることがあります。

公的年金制度は、老齢、障害、死亡の給付事由により、一定の受給要件を満たした方に年金を支給する制度です。

公的年金制度の加入は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年金）と、民間の会社員や公務員等の被用者が加入する厚生年金により構成されます。また、公務員の年金には、年金払い退職給付（退職等年金給付）という共済組合独自の年金があります。



2 公的年金の被保険者の種別

（1）国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は次の3種類に分かれており、共済組合員は厚生年金の被保険者のため国民年金第2号被保険者です。また、厚生年金保険の被保険者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

種別	被保険者
国民年金第1号被保険者	自営業・農業などに従事する方とその家族、学生、無職の方等 国民年金第2号・第3号被保険者でない方
国民年金第2号被保険者	厚生年金の被保険者（下記（2）の方）
国民年金第3号被保険者	国民年金第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

（2）厚生年金の被保険者

厚生年金の被保険者には次の4つの種別があり、原則、各種別ごとの被保険者期間に応じて、それぞれの実施機関で厚生年金額の決定及び支給等を行います。

種別	被保険者	実施機関
第1号厚生年金被保険者 (一般厚年)	第2号～第4号以外の厚生年金被保険者（民間会社員等）	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者 (国共済厚年)	国家公務員共済組合の組合員	公立学校共済組合、地方職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、警察共済組合、国家公務員共済組合連合会など（※）
第3号厚生年金被保険者 (地共済厚年)	地方公務員共済組合の組合員	
第4号厚生年金被保険者 (私学共済厚年)	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※国共済厚年と地共済厚年の両方の厚生年金期間がある方又は地共済厚年期間内で複数の実施機関の組合員であった方は、それらの期間を合算して、最後に加入していた実施機関にて厚生年金額の決定及び支給等を行います。

3 年金額の自動改定

年金額は、賃金や物価の変動率、公的年金被保険者数の減少率、平均余命の伸び等を指標とし、毎年度自動的に改定が行われます。（以下、指標を基に算出された率を「改定率」という。）

実際の年金額は、本章に掲げるに計算式及び金額に改定率を乗じた金額となります。

II 年金の種類と支給要件等

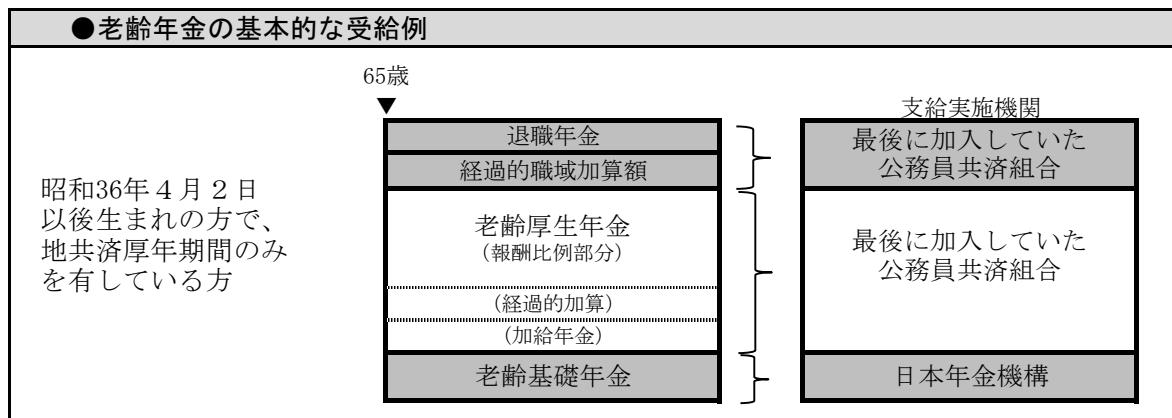
1 公的年金の種類

制度名	給付事由	高齢となったとき (老齢年金)	病気やケガなどにより 障害状態となったとき (障害年金)	被保険者又は被保険者で あった者が死亡したとき (遺族年金)
	3階部分	共済組合	退職年金 (年金払い退職給付)	公務障害年金
2階部分	厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金 障害手当金	遺族厚生年金
1階部分	国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

2 老齢年金

老齢を事由として支給される年金は、日本年金機構から支給される「老齢基礎年金」、厚生年金被保険者種別ごとの期間に応じて各実施機関から支給される「老齢厚生年金」、共済組合から支給される「経過的職域加算額」及び「退職年金（年金払い退職給付）」があります。

年金を受け取るために、請求が必要になります。請求書は、各実施機関から送付されます。



【ねんきん定期便】

国民年金・厚生年金保険制度の実施機関では、年金制度に対する理解を深めることを目的とした「ねんきん定期便」を毎年1回、誕生月の下旬に送付しています。ねんきん定期便は、直近の加入公的年金制度の実施機関から送付されます。

ねんきん定期便には、直近の保険料納付実績や加入期間等のほか、老齢厚生年金（他の実施機関分を含む）、老齢基礎年金の見込額が記載されていますので、将来の生活設計の参考としてください。

(1) 老齢厚生年金

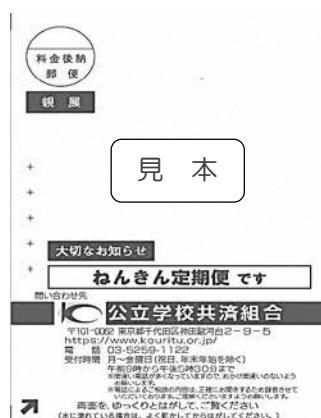
ア 支給要件

次の要件をすべて満たしているときに、原則、65歳から支給されます。

- ① 65歳以上であること。
- ② 厚生年金被保険者期間（一般・国共済・地共済・私学共済）があること。
- ③ 受給資格期間（※）が10年以上あること。

※ 受給資格期間とは、次の各期間を合計した期間をいいます。

- ・厚生年金被保険者期間
- ・国民年金保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者であった期間を含む。）及び国民年金の保険料免除期間
- ・合算対象期間（海外に居住していた期間、国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等）



イ 老齢厚生年金額

老齢厚生年金額は、次の①～②の合計になります。

① 報酬比例部分の額

次の(A)～(C)の額の合計となります。

- (A) 平成15年3月31日までの組合員期間：平均給料月額 \times 7,125/1,000 \times (A) の月数 \times 改定率
(B) 平成15年4月1日～平成27年9月30日の組合員期間：平均給与月額 \times 5,481/1,000 \times (B) の月数 \times 改定率
(C) 平成27年10月1日以後の被保険者期間：平均標準報酬額 \times 5,481/1,000 \times (C) の月数 \times 改定率

② 加給年金（対象者のみ）

下記ウ参照

ウ 加給年金

厚生年金被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時において生計を共にし、かつ恒常的な収入が年額850万円又は所得が655.5万円未満の下記（ア）のいずれかに該当する方（加給年金額加算対象者）がいるときは、その該当者がいる間、加給年金が加算されます。

なお、2つ以上の厚生年金被保険者期間がある方は、原則、当該期間の長い方の実施機関で支給します。

（ア）加給年金額加算対象者（下記①～③のいずれかに該当する者）

- ① 65歳未満の配偶者（恒常的な収入が年額850万円以上であっても、概ね5年以内に定年退職等により、収入が年額850万円未満になると見込まれる場合を含む。）
② 18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
③ 20歳未満で障害を事由とする年金における障害等級が1級又は2級に該当する未婚の子
※ 加給年金額加算対象者がその要件に該当しなくなったときは、加給年金額の加算はありません。

（イ）加給年金額

加算対象者	加給年金額（100円単位未満四捨五入）
配偶者	224,700円 \times 改定率
老齢年金に係る経過加算	165,800円 \times 改定率
第1子、第2子（1人につき）	224,700円 \times 改定率
第3子以上の子（1人につき）	74,900円 \times 改定率

合計額を加算

（ウ）加給年金の支給停止

加給年金額加算対象者である配偶者が、次の①、②のいずれかに該当したときは、配偶者の加給年金は支給停止となります。また、年金の過払い防止の観点から、これらに該当したときは速やかに加給年金が支給されている実施機関へご連絡願います。

- ① 20年以上若しくは20年以上とみなされる期間がある老齢厚生年金（特別支給を含む）の受給権を有しているとき（原則、全額支給停止となっている場合を含む）
※ 2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を合算して20年以上ある場合も、支給停止の対象です。
② 障害厚生年金、障害基礎年金が支給されるとき

（2）経過の職域加算額（旧共済年金の3階部分）

平成27年9月30日以前の公務員組合員期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含む。）がある方は、被用者年金一元化による経過措置として組合員期間に応じて旧職域年金相当部分（経過的職域加算額）が支給されます。

ア 支給要件

次の①、②のいずれかに該当し、老齢厚生年金（特別支給を含む）が支給される場合に、同時に支給されます。

- ① 平成27年10月1日前に1年以上の引き続く公務員共済組合員期間があること。
② 平成27年10月1日前に1年以上の引き続く公務員共済組合員期間はないが、その期間に引き続く平成27年10月1日以後の第3号厚生年金被保険者期間と合算して1年以上あること。

イ 経過的職域加算額

次の（A）と（B）の額の合計となります。

(A) 平成15年3月31日までの組合員期間： 平均給料月額 × 1.425/1,000 (組合員期間20年未満の場合 0.713/1,000) × (A) の月数 × 改定率
(B) 平成15年4月1日～平成27年9月30日の組合員期間： 平均給料月額 × 1.096/1,000 (組合員期間20年未満の場合 0.548/1,000) × (B) の月数 × 改定率

ウ 紹介制限

組合員または組合員であった者が禁固以上の刑に処せられた場合または停職以上の懲戒処分を受けた場合は、一定期間紹介制限が行われ、最大で経過的職域加算額の1/2相当が支給されません。

(3) 老齢基礎年金（国民年金）

ア 支給要件

次の要件をすべて満たしているときに、原則、65歳から支給されます。

① 65歳以上であること。

② 次に掲げる期間等を合算した期間が10年以上あるとき。

●国民年金保険料納付済期間(国民年金第1号被保険者期間のうち保険料を納めた期間、国民年金第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間、国民年金第3号被保険者期間等)

●国民年金保険料免除期間

▲昭和61年3月前の国民年金制度に任意加入できることになっていた期間で任意加入しなかつた期間

▲国民年金第2号被保険者期間のうち20歳前の期間及び60歳以後の期間

注：▲の期間は基礎年金の受給資格期間を満たしているかどうかを判断する際に算入される期間であり、年金額の計算の基礎にはなりません。（いわゆる「カラ期間」）

イ 老齢基礎年金額

20歳から60歳までの40年間の全部が国民年金保険料納付済期間である方の場合の老齢基礎年金額は、780,900円×改定率（令和7年4月現在831,700円）です。ただし、国民年金保険料納付済期間の月数が480月に満たない場合や保険料免除期間がある場合は、それらの期間に応じた月数を除算します。

$$\frac{780,900 \text{円} \times \text{改定率} \times \text{保険料納付済月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/2) + (\text{保険料3/4免除月数} \times 5/8) + (\text{保険料1/2免除月数} \times 3/4) + (\text{保険料1/4免除月数} \times 7/8)}{480 \text{月}}$$

* 保険料納付済月数には、20～60歳までの厚生年金被保険者期間の月数を含む

ウ 振替加算

大正15年4月2日から昭和41年4月1日生まれまでの老齢厚生年金の加給年金額加算対象者である配偶者がいる場合で、その配偶者が65歳に達し、老齢基礎年金の受給者となったときは、次の算式により配偶者の生年月日に応じた振替加算が、配偶者の老齢基礎年金に加算されます。

$$224,700 \text{円} \times \text{改定率} \times \text{配偶者の生年月日に応じた一定の率} (0.973 \sim 0.067)$$

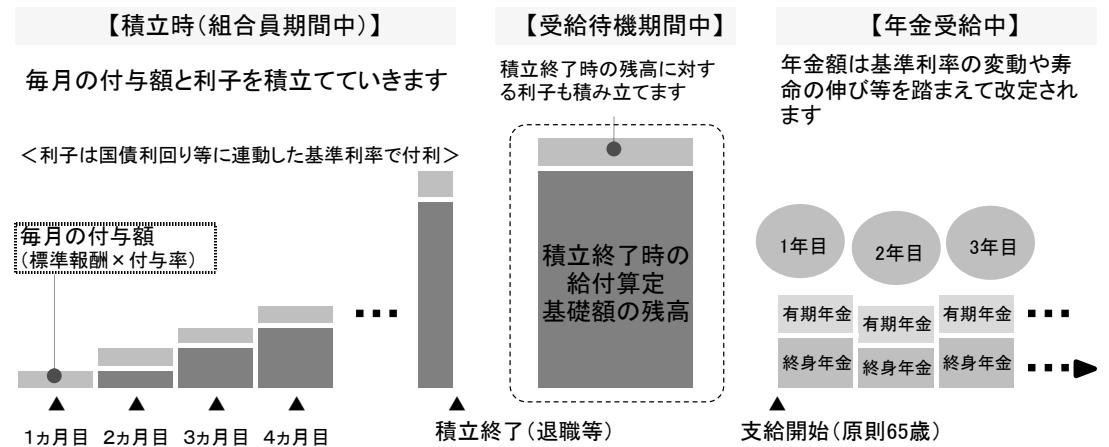
ただし、その配偶者が65歳になった当時、老齢厚生年金額に加算されている加給年金が支給停止になっている場合や加給年金額加算対象者でなくなった場合は、支給されません。

(4) 年金払い退職給付（退職等年金給付）

年金払い退職給付は、被用者年金一元化により制度が廃止された旧職域年金部分の額に代わる新たな年金として、地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので、平成27年10月1日以後の組合員期間を有する方で、下記イの支給要件を満たしたときに支給されます。

ア 年金の積立と受給の仕組み

厚生年金は、現役世代の保険料（掛金）収入で給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

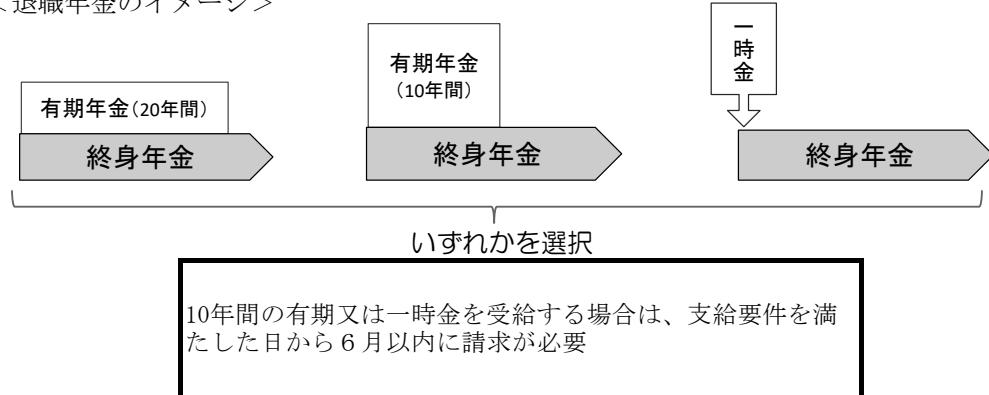


イ 年金払い退職給付の種類・支給要件・支給期間等

年金の名称	支給要件	支給期間等
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上引き続く組合員期間があること。 退職していること。 65歳に達していること。 60歳まで支給の繰上げ可。 75歳まで支給の繰下げも可。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付算定基礎額(年金原資)の1/2を終身年金に残り1/2は有期年金に充てる。 有期年金の支給期間は、原則20年。ただし、支給要件を満たした日から6月以内に請求すれば、10年又は一時金の支給も可。 受給者が死亡した場合は、終身年金は終了。 有期年金に残余年月がある場合は、遺族に一時金として支給。 服務規律維持の観点から、信用失墜行為等に対する給付制限措置を導入。
公務障害年金	公務による傷病により障害状態となった時。	障害の状態である間支給。
公務遺族年金	公務による傷病により死亡した時。	遺族厚生年金の受給要件に該当する遺族に支給。

※ 年金払い退職給付には、公務外・通勤災害による障害・遺族年金は設けていません。

<退職年金のイメージ>



ウ 年金額の計算方法 (ここでは退職年金についてのみ掲載しています。)

退職年金は、給付算定基礎額に基づいて支給されます。

- 終身年金
給付算定基礎額※ × 1/2 (組合員期間10年未満は1/4) ÷ 終身年金現価率
 - 有期年金
給付算定基礎額※ × 1/2 (組合員期間10年未満は1/4) ÷ 有期年金現価率
 - 有期一時金
給付算定基礎額※ × 1/2
- ※給付算定基礎額 (a+b)
- a 組合員期間の各月の標準報酬月額と標準報酬手当等の額 × その月に適用される付与率
- b 当該各月から給付事由が生じた月の前日の属する月までの期間に応じた利子

お願い

有期年金の一時金は、所得税法上の「退職所得」のため、一時金を選択・請求する場合は、「**退職手当等の源泉徴収票**」が必要となる場合がありますので、大切に保管しておいてください。

●給付算定基礎額残高通知書の確認（年金払い退職給付）

毎年1回、7月下旬に前年度末における年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」を自宅宛てに送付しています。支給額の参考にしてください。

<通知書例>



上記、「給付算定基礎額残高通知書」を参考とした場合の給付額（退職年金）

計算方法については、前項II 2 (4) ウによります。

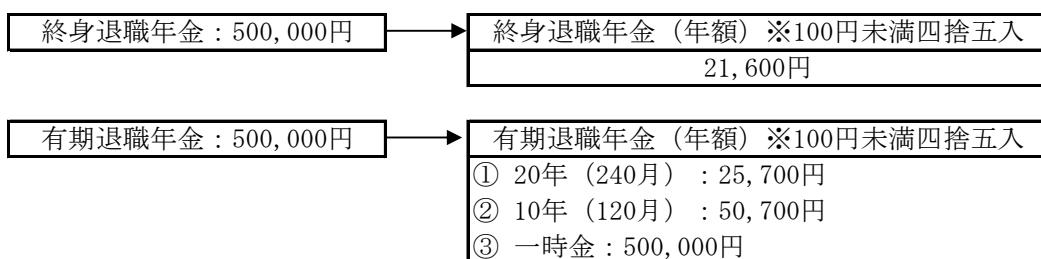
※ 65才で受給するとし、現価率を次のとおりとしています。

終身年金現価率：23.129448、

有期年金現価率（120月）：9.869149、有期年金現価率（240月）：19.485332

（65才における各現価率は給付算定基礎額残高通知書の裏面に記載されています。）

上記「給付算定基礎額残高通知書」の⑨欄：1,050,238円から、給付算定残高を約100万円として試算



(5) 老齢厚生年金等の失権

老齢厚生年金、経過的職域加算額、退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときに消滅します。また、退職年金の有期年金部分の権利は、その支給期間が終了した場合又は有期一時金を受給したときに消滅します。

3 障害年金

障害を事由とする年金は、一定の保険料納付要件を満たした方が、被保険者である間に初診日のある病気やケガが原因で一定の障害状態に該当したときに支給される年金です。

日常生活若しくは労働に著しい制限を受けるような方は、当支部へお問い合わせください。

(1) 障害厚生年金

ア 支給要件

次の要件をすべて満たしているときに支給されます。（各用語は□枠内参照）

- ① 厚生年金被保険者期間（組合員期間）内に、初診日があること。
 - ② 障害認定日又は障害認定日後、65歳に達する日の前日までに、障害等級が1級から3級までの状態にあり、その期間内に請求があること。
- （注）障害等級は、身体障害者手帳等と障害年金の認定基準が異なります。
- ③ 保険料納付要件⑦又は①を満たしていること。

○初診日

病気につき、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

○障害認定日

原則、初診日から1年6月を経過した日をいいます。ただし、初診から1年6月の期間以内の下表の症例については、特例としてその症例ごとに掲げる日を障害認定日とします。

症 例	障害認定日	症 例	障害認定日
上肢、下肢を離断又は切断	離断・切断した日	人工透析療法を施行	療法を始めた日から3月を経過した日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換	挿入、置換した日	人工肛門造設または尿路変更術を施した	造設・施術日から6月を経過した日
脳血管疾患による機能障害（※）	初診日から6月を経過した日	新膀胱の造設	造設した日
心臓ベースメーカー又はICD（植込み型除細動器）、人工弁を装着	装着した日	喉頭全摘出術を施した	全摘出術を施した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植、装着	移植又は装着した日	在宅酸素療養を行った	療養を開始した日
心臓再同期医療機器、除細動器機能付き心臓再同期医療機器を装着	装着した日	遷延性植物状態である	状態に至った日から3月を経過した日
胸部の大動脈解離・大動脈瘤により人工血管を挿入、置換	挿入、置換した日	（※）脳血管疾患は、医学的観点からそれ以上の機能回復が望めないと認められる場合に限る。	

○事後重症制度

障害認定日時点において障害等級3級以上の障害状態になかった方が、その後障害の程度が増進したため3級以上に該当する程度の障害状態になり、65歳に達する日の前日までに請求があつたときは、その請求時以後から障害厚生年金の支給を受けることができます。

○保険料納付要件

初診日の前日に、⑦、①いずれかを満たしていることが必要です。

- ⑦ 20歳の誕生日の前日の属する月から初診日の属する月の前々月までの期間のうち、3分の2以上が国民年金保険料納付済期間（国民年金第2号被保険者期間を含む）又は保険料免除期間であること。
- ① 初診日が令和8年3月31日以前で、かつ初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金保険料の未納期間がないこと。（ただし、初診日に65歳未満であるときに限る。）

イ 障害厚生年金額

次の項目を除き、老齢厚生年金の報酬比例部分（26ページ「2 老齢年金（1）イ①」に同じです）。

- ・年金額の算定基礎となる期間の月数（A）～（C）は、障害認定日の属する月までとなります。ただし、障害認定日までの期間の月数が300月未満の場合は、300月とみなして計算します。
- ・障害認定日までに二以上の種別の厚生年金被保険者期間があるときは、それぞれの期間を合算して得た額を年金額とし、初診日時点で加入していた実施機関にて支給します。
- ・障害等級1級の場合は、報酬比例部分の額に125/100を乗じた額となります。
- ・障害等級1級又は2級に該当する受給権者について、26ページ「2 老齢年金（1）ウ（ア）①に該当する配偶者がいる場合は、その間、加給年金（老齢年金に係る経過加算分を除く）が加算されます。

ウ 障害の程度が変わった場合の改定

受給権発生後、障害状態が固定していない場合は、定期的に障害状態を確認することになりますが、その確認した結果、障害等級に変更が生じたときは、年金額が改定されます。

(2) 障害基礎年金（国民年金）

ア 支給要件

次の要件をすべて満たしているときに支給されます。また、障害厚生年金の受給権者でその障害等級が1級又は2級に該当した方は、障害厚生年金と合わせて支給されます。

- ① 国民年金被保険者期間内に、初診日があること。
- ② 障害認定日時点において、障害等級が1級又は2級の状態にあること。
- ③ 上記（1）ア③の保険料納付要件を満たしていること。

イ 障害基礎年金額

障害基礎年金額は、定額で次のとおりです。

780,900円 × 改定率 (障害等級1級の場合は、125/100を乗じた額)

なお、26ページ2（1）ウ（ア）②又は③に該当する未婚の子がいる場合は、その間、子の人数に応じて加給年金相当額が加算されます。

(3) 障害厚生年金等の失権

障害厚生年金、障害基礎年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときに消滅します。また、障害程度が減退（状態が軽くなった）して、障害等級3級に該当しなくなつたまま65歳に達したときは、原則、その日をもって消滅します。

(4) 障害手当金

ア 支給要件

障害手当金は、次の要件をすべて満たしているときに一時金として支給されます。

- ① 厚生年金被保険者期間内に、初診日があること。
- ② 初診日から起算して5年を経過する前までの間に、その傷病が治った（または症状が固定した）こと。
- ③ 傷病が治った日において、障害等級3級よりも軽度な一定の障害状態にあること。
- ④ 30ページ（1）ア③の保険料納付要件を満たしていること。
- ⑤ 傷病が治った日において、公的年金の受給権を有していないこと。
- ⑥ 障害の原因となつた病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

イ 障害手当金額

障害厚生年金額（報酬比例部分のみ）の2倍に相当する額です。

4 遺族年金

遺族年金は、年金受給権者又は年金支給開始年齢前に死亡したときに、要件に該当する「遺族」に支給される年金です。（「遺族」については、次ページ（3）参照）

（1）遺族厚生年金

ア 支給要件

厚生年金の被保険者又は被保険者であった方が、次のいずれかに該当したときに支給されます。

なお、①と②の場合は、30ページ「3 障害年金（1）ア③」の保険料納付要件（初診日を死亡日と読み替える）を満たしていることが必要です。

- ① 厚生年金の被保険者が（在職中に）死亡したとき。
- ② 厚生年金被保険者期間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級が1級又は2級に該当する障害厚生年金受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢厚生年金受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である方に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である方が死亡したとき。

イ 遺族厚生年金額

死亡した方に対する老齢厚生年金の報酬比例部分（25ページ「2 老齢年金（1）イ①」及び経過的職域加算額（27ページ「2 老齢年金（2）イ」の4分の3相当額です。

また、遺族厚生年金の受給権者が、遺族に該当する子がいない40歳以上65歳未満の妻の場合、その間、中高齢寡婦加算額（老齢基礎年金の3/4相当額）が遺族厚生年金に加算されます。

ただし、上記ア④の支給要件に該当することにより支給される遺族厚生年金の場合、その年金額算定基礎となる被保険者期間が20年以上であるものに限ります。

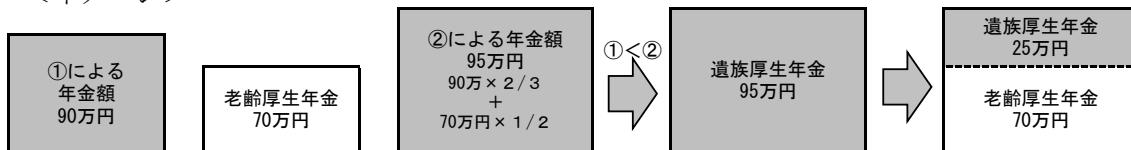
注意事項

遺族厚生年金を受給する65歳以上の配偶者のうち、老齢厚生年金（経過的職域加算額を含む）の受給権を有する方は、次の①、②を比較していずれか高い金額が遺族厚生年金額となります。

- ① 上記イに掲げる年金額
- ② 上記イに掲げる年金額の2/3と、ご自身の老齢厚生年金額の1/2

この場合における年金支給は、まずご自身の老齢厚生年金が優先して支給され、老齢厚生年金額が遺族厚生年金額より少ないとときは、その差額を遺族厚生年金として支給します。

＜イメージ＞



《支給の内訳》

ウ 遺族厚生年金の支給停止

遺族厚生年金は、次の場合等に支給が停止されます。

- ① 遺族厚生年金の受給者が夫（遺族基礎年金の受給権を有する期間を除く）、父母又は祖父母であるときは、60歳に達するまで支給停止となります。
- ② 遺族厚生年金の受給者が65歳に達しており、かつ、老齢厚生年金の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金額に相当する部分が支給停止となります。

（2）遺族基礎年金（国民年金）

ア 支給要件

次のいずれかに該当する方が死亡したときに支給されます。

- ① 国民年金の被保険者が加入中に死亡したとき。
- ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したとき。
- ③ 25年以上の資格期間がある老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。

なお、①と②の場合は、30ページ「3 障害年金（1）ア③」の保険料納付要件（初診日を死亡日と読み替える）を満たしていることが必要です。

イ 遺族基礎年金額

○遺族に該当する子がいる配偶者がいる場合

780,900円 × 改定率 + 子の人数に応じた加給年金相当額

○遺族に該当する子がおり、配偶者がいない場合

780,900円 × 改定率 + 2人目以上の子の人数に応じた加給年金相当額

(3) 遺族の要件

遺族とは、被保険者または被保険者であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持していた以下の対象者を言います。また、遺族の範囲及び年金支給の順位は次のとおりです。

年金の種類	順位	対象者	死亡時における対象者の要件等
遺族厚生年金	①	配偶者及び子	・配偶者が「夫」の場合は55歳以上 ・子は、上記2(1)ウ(ア)②又は③に該当する子
	②	父母	55歳以上
	③	孫	子の要件に同じ
	④	祖父母	55歳以上
遺族基礎年金	①	②の子を持つ配偶者	配偶者の年齢制限なし
	②	子	遺族厚生年金の子の要件に同じ

※子には、被保険者または被保険者であった方の死亡の当時胎児であった子を含みます。

※子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金を受給している間、支給停止となります。

○生計を維持していた方とは

死亡した方と生計を共にし、恒常的な収入が年額850万円又は所得が655.5万円未満である方。

(ただし、恒常的な収入が年額850万円以上であっても、概ね5年以内に定年退職等により、収入が850万円未満になると見込まれる場合を含む。)

(4) 遺族厚生年金等の失権

遺族厚生年金は、受給者が次のいずれかに該当したときに消滅します。

- ・死亡したとき。
- ・結婚したとき。（事実上の婚姻関係の場合を含む）
- ・直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき。（事実上の養子縁組関係を含む）
- ・離縁によって、死亡した被保険者等の者との親族関係が終了したとき。
- ・子及び孫の年齢が18歳の年度末（1級又は2級の障害状態にある子及び孫については20歳）に達したとき。
- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、30歳に達する前に遺族基礎年金の受給権を消滅したときから5年を経過したとき。
- ・子のない妻が、30歳に達する前に遺族厚生年金のみの受給権者となってから5年を経過したとき。
- ・父母、孫または祖父母について、被保険者の死亡当時に胎児であった子が出生したとき。

III こんなときの年金はどうなるの？

1 老齢年金の受給者が厚生年金の被保険者（在職中）であるとき

老齢厚生年金等の受給者が在職中（厚生年金の被保険者、国・地方議会議員となった場合を含む）である間、在職老齢年金制度の仕組みにより年金の一部又は全部が支給停止となります。

（1）老齢厚生年金の在職一部支給

老齢厚生年金（特別支給を含む）の受給者の総報酬月額相当額（A）と基本月額（B）の合計額が支給停止基準額を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止されます。

また、老齢厚生年金（65歳以上の方）について、65歳以上の在職期間を加味した老齢厚生年金額の改定が毎年1回行われ、在職一部支給額に反映されます。

A 総報酬月額相当額
当該各月の厚生年金保険料の算定基礎となる標準報酬月額 + (当該各月以前1年間の厚生年金保険料の算定基礎となる標準期末手当等の額の総額 × 1/12)
B 基本月額
(老齢厚生年金額（各実施機関の合計） - 加給年金額 - 経過的加算額) × 1/12

【在職一部支給額の計算（月額ベース）】

(A総報酬月額相当額 + B基本月額) ≤ 支給停止基準額（令和7年度：51万円）

停止なし（全額支給）

(A総報酬月額相当額 + B基本月額) > 支給停止基準額

支給年金額（マックスは0円） = B - { (A + B - 支給停止基準額) × 1/2 }

複数の実施機関の老齢厚生年金がある場合は、実施機関ごとの年金額に応じて停止額を按分します。

（2）経過的職域加算額（共済年金）、退職年金（年金払い退職給付）の支給停止

受給権者が第2号・第3号厚生年金被保険者（共済組合員）である間、全額支給停止となります。

（3）障害厚生年金の支給

受給権者が厚生年金被保険者（在職中）であっても支給されます。

2 本来の年金支給開始年齢より早く（又は遅く）受け取りたいとき

年金請求者の申し出があったときから、本来の支給開始年齢より支給を繰上げ（又は繰下げ）することができます。

（1）老齢厚生年金の支給の繰上げ

昭和28年4月2日以降生まれの者について、老齢厚生年金の支給開始年齢前であっても支給要件を満たしていれば、60歳から支給開始年齢までの間の希望するときに支給を繰上げることができます。その際、年金額は繰り上げた期間に応じて減額されます。

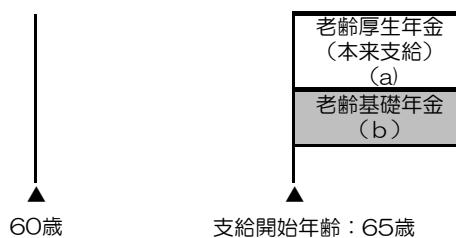
繰上げ支給をする際の注意点

- 他の厚生年金被保険者種別に係る老齢厚生年金（特別支給を含む）及び老齢基礎年金についても、同時に繰上げなければなりません。また、経過的職域加算額も同時に繰上げ支給となります。
- 繰上げによる減額割合は、繰上げた期間1月あたり△0.4%です。（昭和37年4月1日以前生まれの方は△0.5%です。）
- 一度繰上げ請求すると、その後支給方法等を変更することができません。
- この制度を利用すると、事後重症制度による障害厚生年金の請求はできません。

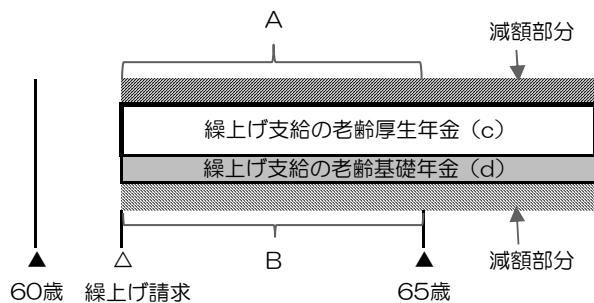
《繰上げ支給のイメージ》

(昭和36.4.2以降生まれの方のイメージ図)

【通常の場合】



【繰上げ支給の場合】



- 繰上げ支給の老齢厚生年金額 (c) = (a) の額 \times (1 - 0.005 \times A期間の月数)
- 繰上げ支給の老齢基礎年金額 (d) = (b) の額 \times (1 - 0.005 \times B期間の月数)

A期間の月数・・・請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数
B期間の月数・・・請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数

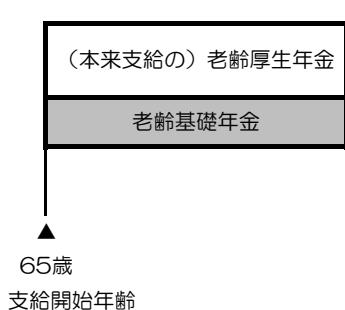
(2) 老齢厚生年金（本来支給）の支給の繰下げ

65歳以後の老齢厚生年金（本来支給）については、66歳に達するまでの間に老齢厚生年金の請求をしなかった場合、66歳以後75歳まで（昭和27年4月2日以降に生まれた方が対象）の間の希望する時期に支給の繰下げの申し出をすれば、支給開始年齢以後繰下げ申し出までの期間等に応じて繰下げ加算額が増額されます。（特別支給の老齢厚生年金は、支給の繰下げができません。）

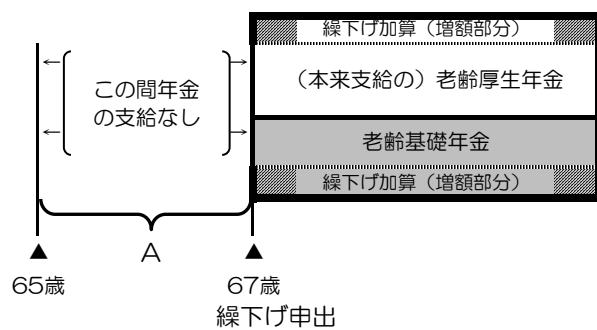
《繰下げ支給のイメージ》

（例）老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方を、同時に67歳から繰り下げ申出をした場合

【繰下げの申出をしない場合】



【繰下げの申出をした場合】



- 繰下げ加算額 = (繰下げ対象額 + 経過的加算) \times 増額率

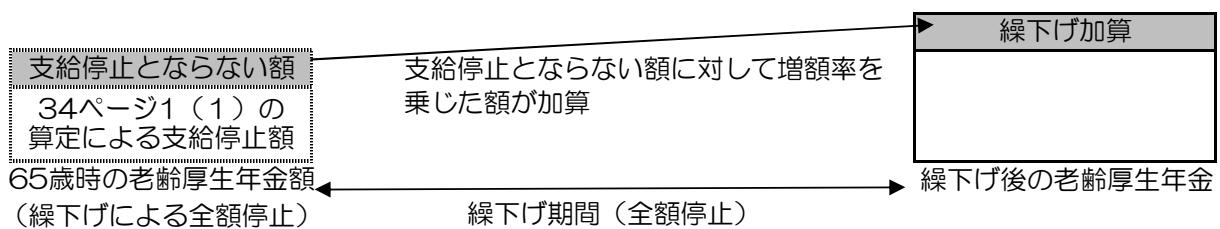
※「繰下げ対象額」：原則、65歳時点の老齢厚生年金額（報酬比例部分）です。

※65歳以降においても厚生年金被保険者（または被保険者とみなした者）である場合の老齢厚生年金に係る「繰下げ対象額」は、再就職等の年金の一部支給により算出された老齢厚生年金の支給額をベースとして算定します。

※「増額率」は、0.7% \times 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数(Aの月数)です。

(Aの月数は最長60月まで（昭和27年4月2日以後生まれの方は120月まで）

《繰下げ期間が厚生年金被保険者期間である場合の繰下げ加算額のイメージ》



繰下げ支給をする際の注意点

- ・繰下げ支給による増額の割合は、繰下げた期間について1月あたり0.7%です。
- ・加給年金は、繰下げ申出による増額は行われません。
- ・繰下げの申出は、老齢基礎年金と老齢厚生年金について別々にすることができます。ただし、他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げなければなりません。
- ・65歳時点で障害厚生（基礎）年金、遺族厚生（基礎）年金の受給権者である者、若しくは65歳から66歳に達する間において前記の障害・遺族の年金受給者となった者は、繰下げ支給の申し出をすることはできません。

3 雇用保険法による失業給付等を受けているとき

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が、失業給付（基本手当）、高年齢雇用継続給付を受給している間、特別支給の老齢厚生年金の全額又は一部が支給停止となります。

年金請求時若しくは年金受給後に失業手当等を受けようとするとき（求職の申し込みを行うとき）は、事前に富山支部または本部へご連絡ください。

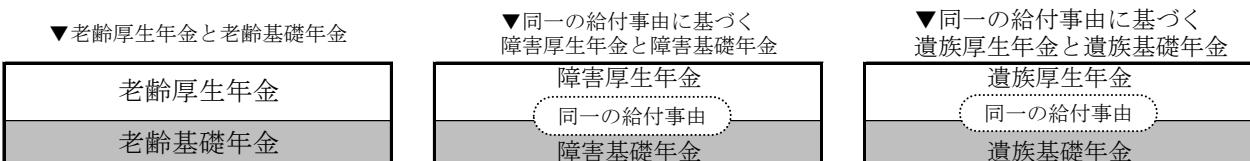
（注）正規職員として公務員である間は雇用保険に加入していませんが、県再任用職員は雇用保険の加入者です。

4 複数の年金権をお持ちの場合（年金の併給調整）

公的年金制度では1人1年金が原則ですが、複数の年金を同時に受給できる場合もあります。

（1）同一の給付自給による併給

老齢厚生年金、障害厚生年金または遺族厚生年金の受給権者は、それぞれ、原則としてこれらと併せて老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給することができます。



（2）2つ以上の厚生年金被保険者期間を有する場合

2つ以上の厚生年金被保険者期間を有する場合についても、併せて受給することができます。

▼（例）第3号厚生年金被保険者と第1号厚生年金被保険者

老齢厚生年金（第3号厚年）	老齢厚生年金（第1号厚年）
老齢基礎年金	

（3）老齢基礎年金、障害基礎年金との併給

給付事由が異なる場合でも、次のような場合は併せて受給することができます。

▼65歳以上の受給者の遺族厚生年金 と老齢基礎年金

遺族厚生年金
老齢基礎年金

▼老齢厚生年金又は遺族厚生年金と 65歳以上の受給者の障害基礎年金

老齢厚生年金又は遺族厚生年金
障害基礎年金

5 離婚したときの年金（標準報酬等の分割）

離婚または婚姻の取消し（以下「離婚等」という。）をした場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間に係る厚生年金被保険者期間の標準報酬を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計の1/2を上限）することができ、分割後の標準報酬に基づき決定されます。

また、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間については、離婚等をした場合に国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月以後の厚生年金被保険者期間の標準報酬を1/2に分割することができます。（年金払い退職給付及び基礎年金は、分割の対象外です。）

ただし、離婚等をした日から2年を経過すると分割の請求はできなくなります。

IV 退職直後及び退職後の年金関係諸手続き

1 退職直後の手続き

(1) 公的年金制度への加入手続き

組合員が、退職等による第3号厚生年金被保険者の資格喪失後においては、退職時の年齢や再就職の有無、勤務形態などに応じて新たに公的年金制度に加入しなければならない場合があります。

また、退職時に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、その配偶者の国民年金第3号被保険者の資格も同時に喪失するため、被扶養配偶者も新たに公的年金制度に加入しなければなりません。

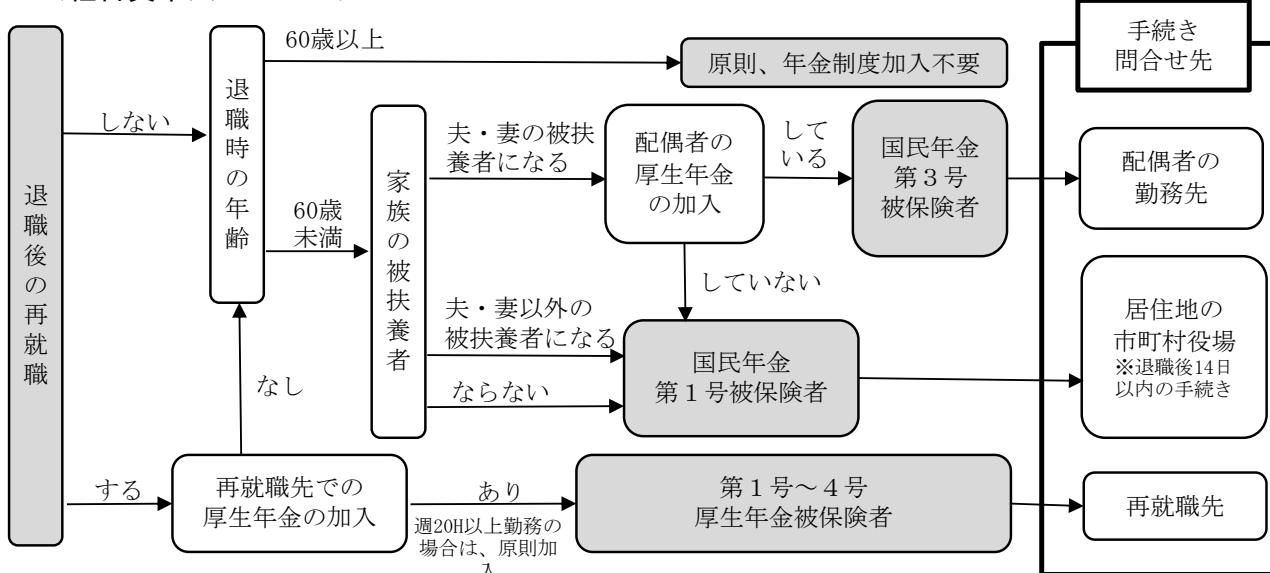
については、次のフロー図をご参考のうえ、各自、公的年金制度の加入手続きを行ってください。

なお、国民年金第1号被保険者を除く加入手続きは、原則、健康保険の手続きと同時に行います。

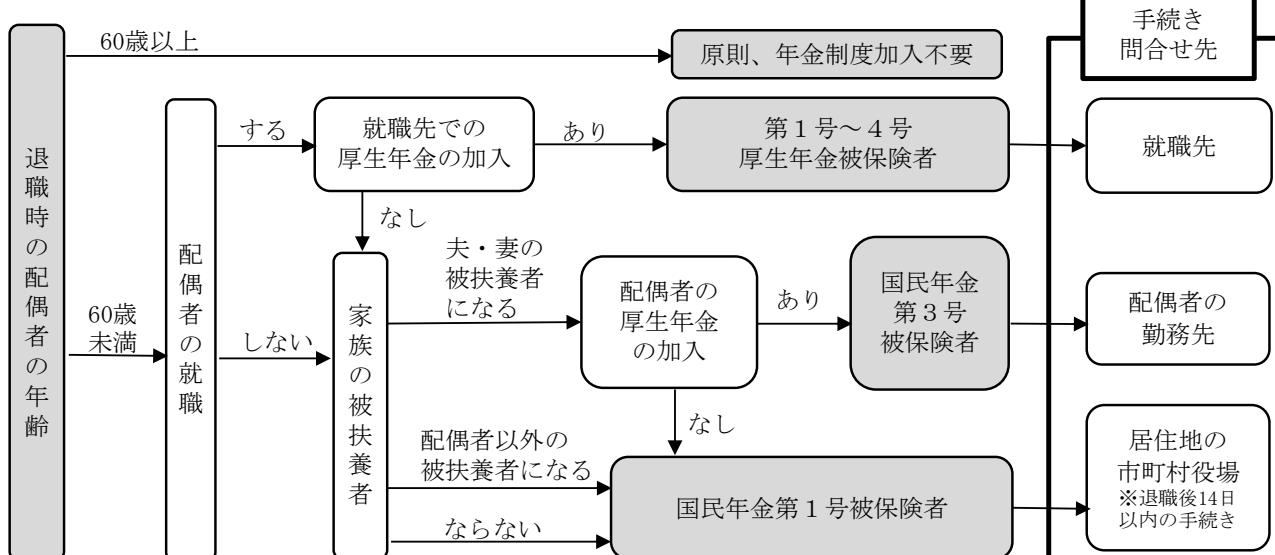
【参考】

県教職員である者が、定年退職後に県の再任用職員（フルタイム勤務に限る）となった者は共済組合員（第3号厚年被保険者）に、フルタイム以外の短時間勤務のうち週20時間以上勤務する者は一般厚年被保険者として厚生年金に加入します。

<組合員本人について>



<被扶養者である配偶者がいる場合について>



«基礎年金番号をご確認ください»

退職後の社会保険制度（健康保険・公的年金）の加入手続きには、「基礎年金番号」が必要ですので、事前に「基礎年金番号通知書」「年金手帳」等でご確認願います。

なお、基礎年金番号通知書を紛失した方は、日本年金機構で再発行できます。再発行の手続きは日本年金機構のホームページをご覧ください。

（公立学校共済組合で基礎年金番号をお答えすることはできません。）

（2）将来の年金受給及び請求に関する手続き

ア 退職届書の提出

退職届書は、退職するまでの第3号厚生年金被保険者期間（過去の第2号厚生年金被保険者期間を含む）の加入記録を「年金待機者」として登録するために必要な書類です。

3月31日退職後、4月1日から勤務しない場合、あるいは民間企業や私立学校に勤務される場合、退職届書の提出が必要です。

「退職届書」は、本冊子に掲載しています。当支部ホームページからダウンロードも可能です。

退職届書の様式、提出時期等については、各所属所の共済事務担当者にお問い合わせください。

また、年金待機者として登録後、当組合本部より「年金待機者登録通知書」が送付されます。その通知書に記載されている「待機者番号」は、将来の年金決定時までの照会等に必要な番号となりますので、それまでの間保管願います。

ただし、退職日から概ね1年以内に老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する方については、年金待機者登録通知書が送付されない場合がありますが、下記2（1）のとおり、後日、年金請求書が送付されますので、送付されないことによる影響はありません。

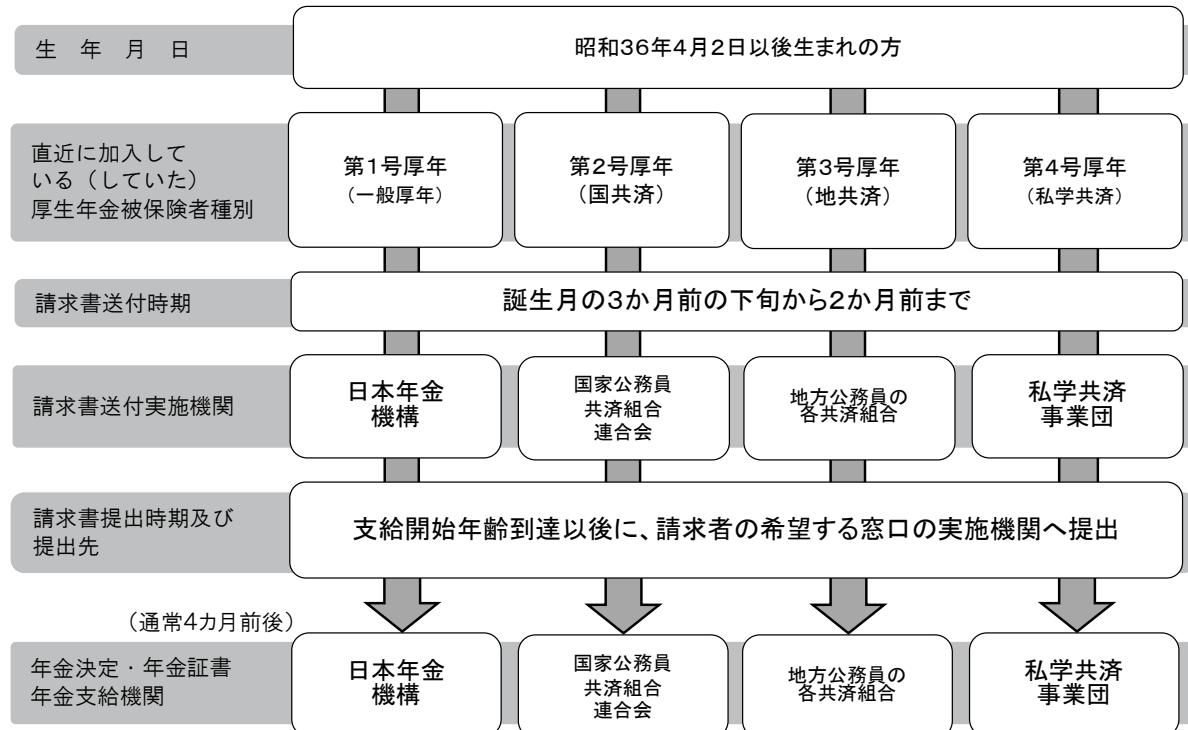
2 老齢厚生年金の請求から決定・支給までの流れ

（1）老齢厚生年金支給開始年齢に到達するときの請求手続き

老齢厚生年金を受給するには、請求書の提出等手続きが必要です。

請求書の送付時期等は、原則、次のとおりですが、複数の厚生年金被保険者種別期間がある場合は、原則、1通の請求書で複数の種別期間の老齢厚生年金を請求することができます。

ただし、請求書等受領受付した実施機関から他の実施機関へ請求書を回付するため、通常より事務処理に時間を要しますので、あらかじめご了承願います。



(2) 退職日において既に年金支給開始年齢に達した方

老齢厚生年金（特別支給を含む）の受給権者である組合員が退職される際および一般組合員から短期組合員へ種別変更される際に、年金額改定等の手続きをするため「退職届書」等の提出が必要になります。「退職届書」は、本冊子に掲載しています。

また、退職までに年金請求手続きを行っていない方についても同様の手続きが必要ですので、当支部までご連絡ください。

(3) その他の主な年金請求（主なもの）

	年金の種類	請求手続き開始時期（公立共済の場合）	請求関係書類の受取方法
老 齢	退職年金（退職等年金給付）	原則、65歳の誕生月の2～3か月前	当組合本部又は支部から請求書を送付
	加給年金額対象者の調査	65歳の誕生月の2～3か月前	厚生年金の加入期間が一番長い実施機関
	老齢厚生年金の繰上げ	繰上げ支給を請求するとき	公立学校共済組合本部へ請求 (退職直後の請求は富山支部まで)
	老齢厚生年金の繰下げ	希望調査後に繰下げ支給を請求するとき	
障 害	障害厚生年金(*1)	障害認定日又は障害認定日後 65歳に達する日の前日までの間	初診日に加入の各都道府県の公立学校共済組合支部へ請求
	公務障害年金（退職等年金給付）		
遺 族	障害手当金(*1)	症状が固定した日	
	遺族厚生年金(*2)	年金待機者の方及び障害厚生年金受給権者が死亡したとき	公立学校共済組合本部へ請求 (退職直後の請求は富山支部まで)
	公務遺族年金（退職等年金給付）		

*1 公立学校共済組合の組合員であった期間に、初診日がある場合に限ります。初診日において他の実施機関の被保険者であったときは、その初診日に加入していた実施機関へ請求してください。

*2 二以上の種別の被保険者期間を有する方が請求する場合は、原則として一つの実施機関に年金請求書を提出することによって、複数の種別の遺族厚生年金を請求することになります。

(4) 年金の支給

年金の支給は、各偶数月（支給期月）の15日（土日祝の場合はその前日または前々日）に、支給期月の前月分と前々月分を支給します。（ただし初回支給は、通常、請求書受領後4～5か月後）

(5) 年金からの所得税等源泉控除

老齢厚生年金（経過的職域加算を含む）、退職年金及び老齢基礎年金は、課税所得（雑所得（有期一時金のみ退職所得））のため、年金支給額に応じて所得税を源泉控除します。

また、各年4月1日時点でお65歳以上の方については、原則、老齢基礎年金から介護保険料、個人住民税及び国民健康保険料（又は後期高齢者医療保険料）が源泉控除（特別徴収）されます。

V 年金に関する連絡先一覧

年金に関するお問い合わせの際は、あなたの年金証書番号・基礎年金番号・年金待機者番号及び氏名をお知らせください。また、年金制度概要は、各実施機関のホームページもあわせてご覧ください。
(個人型確定拠出年金及び個人年金についての問合せは、契約している金融機関、保険会社等各団体までお願いします。)

○公立学校共済組合

◇ 富山支部	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 (平日（年末年始を除く）午前9:00～12:00、午後13:00～17:00)	TEL 076-444-2300
◇ 本部年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 (平日（年末年始を除く）9:00～17:30)	TEL 03-5259-1122

○他の公的年金実施機関

◇ 日本年金機構「ねんきんダイヤル」	TEL 0570-05-1165
◇ 富山年金事務所	〒930-8571 富山市牛島新町7-1 TEL 076-441-3926
◇ 高岡年金事務所	〒933-8585 高岡市中川園町11-20 TEL 0766-21-4180
◇ 魚津年金事務所	〒937-8503 魚津市本江1683-7 TEL 0765-24-5153
◇ 砺波年金事務所	〒939-1397 砺波市豊町2-2-12 TEL 0763-33-1725
◇ 日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部 広報相談センター相談室 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	TEL 03-3813-5321

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

支部	組合員番号							

退職届書 [共済組合提出用]

公立学校共済組合理事長 殿

届出日 令和 年 月 日

退職者	フリガナ									生年 月日	元号	年	月	日	性別	
	氏名	(氏)(名)									昭平 令				男・女	
退職 年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日			基礎年金番号				障害状態の有無			
	昭平 令					昭平 令	年	月	日	-				有・無		
所属 機関名 職名	所属機関名				職名		待機者番号(前歴あり)			種別	証書番号					
退職者 の 住所等	郵便番号	フリガナ									都・道 府・県	市・都 区(東京都)			町・村 区(指定都市)	
	上欄住所 のつづき	町名 番地等	フリガナ													
	電話番号		-													
退職者の 配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は 記入してください。			配偶者の 生年月日	元号	年	月	日	配偶者扶養していますか				している・していない		
	無・有	昭平 令														

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属機関名
及び職名

所属機関の長

氏名



共済組合記入欄(任意)

重複期間	退年・減退 の受給権		みなし25年 の退共権		退職事由	義務 非義務	所属 区分	職名	給付 制限	一時金支給額					
	有・無	有・無	有・無	有・無						元号	年	月	日	種別	一時金額
有・無	退職年月日				退職事由	義務 非義務	所属 区分	職名	給付 制限	元号	年	月	日	昭和	
	元号	年	月	日											
退職②	昭平 令				普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無				昭和	
退職③	昭平 令				普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無				昭和	
退職④	昭平 令				普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無				昭和	
退職⑤	昭平 令				普通・定年・勧奨・失職	義・非				有・無					

審査	作成者

退職届書記入要領

※ ペンで太線の枠内のみ記入してください。

記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

届出日における氏名を記入してください。

婚姻等により氏名が変わった方は記入してください。

退職後の住所を記入してください。
「大字」・「小字」・「字」のフリガナは
まち、「丁目」・「番地」・「号」・「棟」
に入してください。

「還暦者の記憶者」欄は、将来の年金額等の推計を行つたために必要な情報となりますが、次により漏れなく記入してください。

1. 「配偶者の有無」欄に○をしてください。

2. 1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入のうえ、「配偶者を扶養していますか」欄の該当する

※ 「扶養している」とは、配偶者があなたの退職当時にあなたの被扶養者(扶養手当の受給の対象となつている者等)となつていることをいいます。

退職日以降の年月日を記入してください。

基礎年金番号を記入してください。

公立学校共済組合の年金を受給中であるとき（支給停止中であるものを含む）は、その番号を記してください。

過去に退職したことがあり、年金待機者番号、退共等持機者番号または通年等持機者番号をお持ちの方は、その番号を記入してください。

卷之三

・当大統合組合が運営する宿泊施設や病院その他の福利厚生事業のご案内
・施設の事前選択等のほか次の方の目的のために使用することができます。

の方について会話題「友の会だより」などの送付のための住所・氏名などを「公立学校共済組合友の会」に郵送して下さい。

– 41 –

第4章 その他の福利厚生事業

第1 退職後の公立学校共済組合福祉事業（貸付金の返済・福祉保険制度・アイリスプラン）

公立学校共済組合富山支部

1 貸付金の返済

（1）貸付金の返済

定年等退職時において共済組合の貸付金に未償還金額がある場合は、直ちに返済しなければなりません。（定年退職後に再任用職員等になった場合も同様です。）

その返済方法について、借受人に対する退職手当が支給されるときは、未償還金額及び未償還金額に係る利息（返済完了月分まで）を退職手当から控除します。返済の手続きは不要です。

ただし、退職手当からの控除後において未償還金額がある場合や退職手当が支給されない場合は、追って未償還金額等をお知らせしますので、必ず期日までに返済してください。

（2）団体信用生命保険・債務返済支援保険の取り扱い

住宅貸付け（介護構造含む）、教育貸付けの借受人で団体信用生命保険・債務返済支援保険に加入していた場合は、未償還金額の完済をもって自動脱退となります。脱退の手続きは不要です。

また、保険料は年払い（前納）のため、脱退後の未経過分保険料については、保険会社より令和8年6月頃に還付されますので、それまでの間、保険料の引落とし口座は解約しないようお願いします。

2 福祉保険制度（ファミリ一年金、傷病休職給付金、医療費支援制度）の取扱い

福祉保険制度は、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。（傷病休職給付金を除く）

退職した年の10月末日まで保障期間が継続され、脱退のお申出※がない場合は、11月1日以降も自動更新となります。※脱退する場合は、登録された自宅住所に7月頃に届く更新手続書の提出が必要です。

- 1 ファミリ一年金 保険年齢84歳まで更新手続き可能（本人・配偶者共通）
 - 2 傷病休職給付金 継続不可（在職中の就業障害に対する給付であるため、退職日の属する月の末日で脱退となる。）
 - 3 入院費用給付金（女性疾病給付金を含む） 保険年齢75歳まで更新手続き可能（本人・配偶者共通）
保険年齢22歳まで更新手続き可能（こども）
 - 4 特定疾病給付金 保険年齢75歳まで更新可能（本人・配偶者共通）
 - 5 元気づくりサービス 保険年齢84歳まで更新手続き可能
- 注・退職後継続の取り扱いは、退職（組合員資格喪失）前に福祉保険制度に加入した方が対象です。
・保険契約の内容は退職（組合員資格喪失）時点のものとなり、追加・増額変更はできません。
・配偶者及びこどもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能です。

【福祉保険制度お問い合わせ先】

窓口：公立学校共済組合福祉保険担当
電話番号：0120-778-599（フリーダイヤル）
受付時間：月～金（祝日除く）10:00～16:00

3 アイリスプラン（年金コース、医療・日常事故コース）の取扱い

（1）年金コース

組合員資格喪失後は、継続加入できません。

年度末時点で満60歳以上の定年等退職（再任用フルタイム任期満了者を含む）の方に対して、令和7年12月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについてのご案内が送付されていますので、その案内に従って手続きを行ってください。

また、年度末時点で満60歳未満の早期退職の方については、各自、下記の財団サービスセンターまでご連絡いただき、脱退及び積立金の受け取り手続きをお願いします。

（2）医療・日常事故コース

年齢に関係なく、退職による手続きは不要です。

また、医療コースは90歳まで、日常事故コースは生涯にわたり継続できます。

【アイリスプランお問い合わせ先】

窓口：教職員生涯福祉財団サービスセンター
電話番号：0120-491-294（フリーダイヤル）
受付時間：月～金（祝日除く）10:00～17:00

第2 富山県教育活動応援者ネット（T-EACH ネット）について

（公財）富山県ひとつくり財団

「富山県教育活動応援者ネット～T-EACH ネット～」は、人材を必要とする学校と、学校現場で経験や特技を活かしたい方を結ぶサイトです。

T-EACH ネットでは、富山の教育現場を元気にするための人材を求めていきます。あなたの経験や特技を子どもたちのために活かしてみませんか。

活動事例

- ① 学校行事 — 運動会・文化祭への協力、校外活動への協力など
- ② 学習指導 — 学習指導・TT 指導の補助、本の読み聞かせなど
- ③ 特別活動 — 郷土学習・自然観察・農作物の栽培体験の指導など
- ④ 保健安全 — 校区巡回指導、交通安全指導、保健に関する指導など

登録していただくにあたって

- ① 学校の教育課程等の関係がありますので、登録されたすべての方に活動をお願いするわけではありません。
- ② 学校では、校長の指示に従ってください。
- ③ 学校では、政治教育その他政治的活動や宗教教育その他宗教的活動はできません。公立学校の教育活動にふさわしくない行為をすることはできません。
- ④ 活動に対する報酬の支払いや交通費等の補助は、基本的に行いません。
- ⑤ 登録内容は、「T-EACH ネット」以外の目的には使用いたしません。

登録していただくには

インターネットで「T-EACH ネット」を開いて「富山県教育活動応援者の登録について」にお進みください。

富山県教育活動応援者ネット「T-EACH ネット」 <https://toyama-teach.jp/>



ご不明な点や質問がある場合は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人富山県ひとつくり財団

〒930-0018 富山市千歳町一丁目5番1号 富山県教育記念館

TEL：076（444）2000 FAX：076（444）2001

※当財団が富山県教育委員会から委託を受けて事業を運営しています。

第3 退職後の厚生会事業

(一財)富山県教職員厚生会

I 退職時の手続き

1 厚生会退職返還金の請求

- (1) 提出書類 **「厚生会退職返還金給付請求書」**
- (2) 送 金 日 4月15日(水)に給与振込口座に送金します。
- (3) 送 金 額 掛金(給料月額の1%)累計額の80%です。

2 退職厚生部退職会員の加入

- (1) 提出書類 **「退職会員申請書」** (申請書は退職手続き等個別相談会にてお渡しいたします。)
- (2) 提 出 日 厚生会退職手続き等個別相談会【2月25日(水)～3月6日(金)】で加入手続きをします。
- (3) 加入資格
退職時50歳以上の退職厚生部現職会員。
- (4) 掛 金
 - ・掛金納入月数が300月に達している方は、加入一時掛金3万円を納入していただきます。
 - ・掛金納入月数が300月に満たない方は、「退職時の給料月額×0.5%×残余月数分」の掛金と、加入一時掛金3万円を一括納入していただきます。
 - ・退職後の掛金は不要です。

3 貸付未償還金の返済

厚生会の貸付未償還金は、県の退職手当から直接控除することはできませんが、県の退職手当の入金口座を北陸銀行に指定された方は、口座から直接控除する「預金口座振替」による返済ができます。
その他、振り込みによる返済もできます。どちらの場合も、未償還金は一括返済となります。

- (1) 提出書類 **「厚生会貸付未償還金の手続きについて」**
- (2) 提 出 日 手続き書類は別途加入者に送付しますので、
厚生会退職手続き等個別相談会【2月25日(水)～3月6日(金)】で提出してください。

4 特別弔慰金の解約

- (1) 提出書類 **①「脱退金請求書」 ②「特別弔慰金加入者証」**
- (2) 提 出 日 手続き書類は別途加入者に送付しますので、
厚生会退職手続き等個別相談会【2月25日(水)～3月6日(金)】で提出してください。
- (3) 送 金 日 4月30日(木)に給与振込口座に送金します。
- (4) 送 金 額 精算累計額です。

II 退職厚生部退職会員の事業紹介

*事業の内容は、令和7年度のものを掲載しております。変更となる場合もございます。

1 納付事業

・ 医療補助金の給付

外来・入院・診療科・薬局(院外処方)の区別なく、会員と配偶者各々の1か月の保険診療による医療費自己負担総額より 6,000円を控除した額に5割を乗じて給付(100円未満切捨)します。(終身にわたり給付。)

【限度額:1ヶ月 20,000円】

※ 公立学校共済組合の任意継続のように附加給付がある保険証をお使いの場合は、附加給付を除いた金額を自己負担額とします。

(ア) 納付対象者 会員と配偶者

(イ) 請求方法

① 医療機関の領収書＜コピー＞を受診月ごとに取りまとめる。

(お1人の1か月の自己負担総額が6,200円以上の場合に該当。)

② 所定の請求書に①を添付して、厚生会事務局へ送付する。

(初めての請求時、記載内容の変更時には、健康保険の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」のコピーを添付ください。)

③ 厚生会事務局から給付金が会員口座へ送金される。

(ウ) 計算方法

○○医院・内科 2,800円

△△病院・皮膚科外来 1,630円

□□病院・眼科入院 31,400円

◎◎薬局・院外処方 3,250円

計 (39,080円 - 6,000円) × 5割 → 16,500円

自己負担総額

控除額

医療補助金給付額

(100円未満切捨)

・ 災害見舞金 水・震・火災等により会員の家屋または家財に損害を受けたとき、1万円を限度として給付します。

・弔慰金 会員が死亡されたとき、2万円を給付します。

・長寿祝品 喜寿・米寿・白寿を迎えた会員に祝品を贈呈します。

2 福利事業

・ 健康診断助成 会員が健康診断・人間ドック・私費の検査等を受診されたとき、年度内1回を限度として補助します。 年度内1回5,000円補助

・ 旅行補助事業

3 旧友事業

・ 支部活動	・ 公演鑑賞補助事業	・ 健康・余暇活動促進事業
・ 慶寿会	・ 金婚祝	・ パークゴルフ大会
・ 新会員歓迎補助	・ 会報「旧友」発行	

III いきいき年金(拠出型企業年金)の移行又は解約

現職中の積立金と退職時の追加掛金で、退職後に年金として受給するか、又は積立金を一時金で受け取る制度です。 **現職時未加入の方は、この制度に加入できません。**

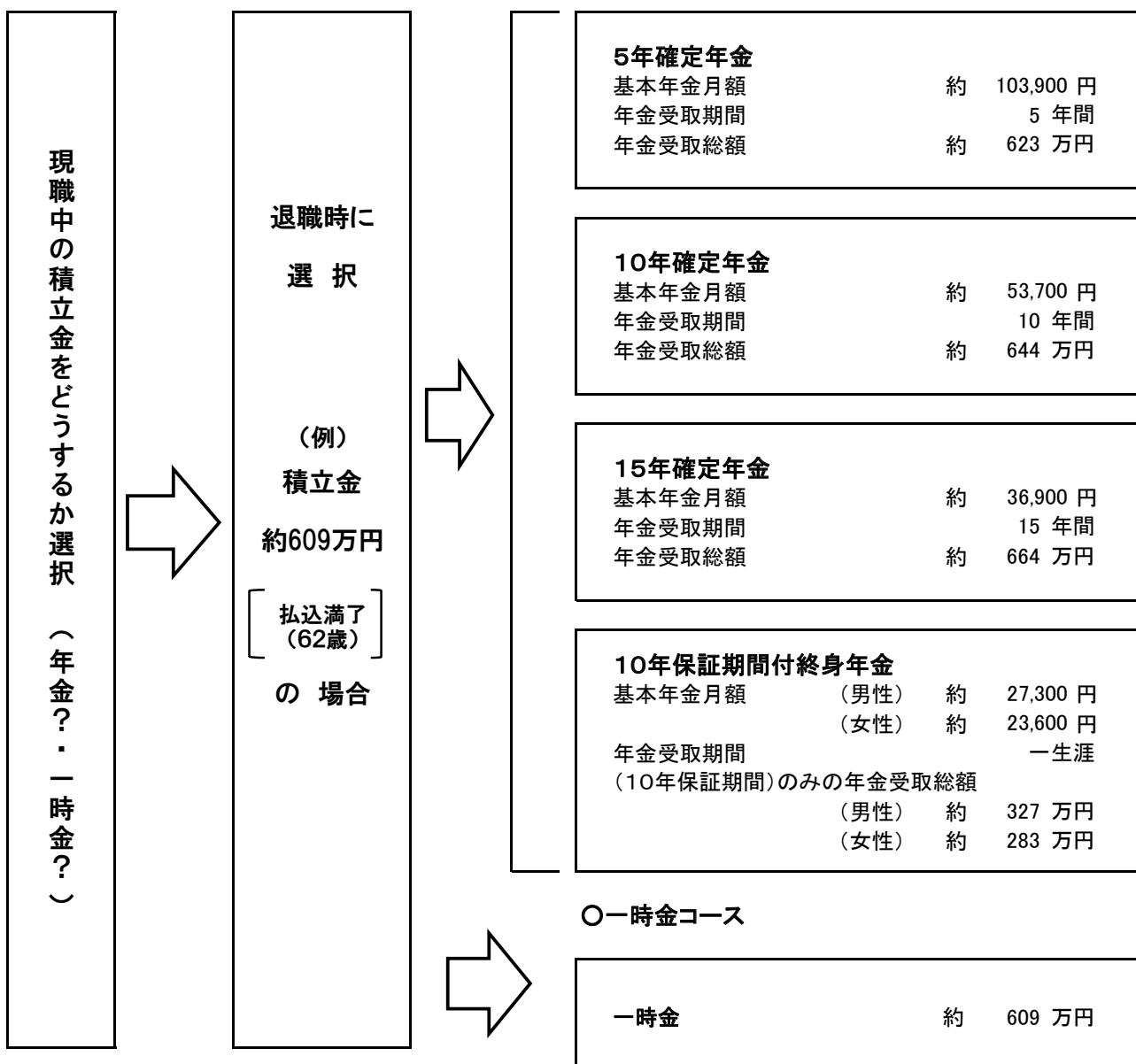
- (1) 提出書類
- ① 「いきいき年金の手続きについて」
 - ② 「拠出型企業年金保険給付金請求書」
- 手続き書類は、別途加入者に送付します。

- (2) 提出日
- 厚生会退職手続き等個別相談会
【2月25日（水）～3月6日（金）】で提出してください。

- (3) 引受保険会社
- 富国生命保険相互会社

退職時の手続き

○年金コース



(注) 年金受取の必要額については、予定利率1.3%で計算していますが、予定利率は変更されることがあります。予定利率が変更されると必要額も増減します。

IV ドリーム年金・終身弔慰金プランの移行又は解約

現職中の積立金と退職時の追加掛金で、退職後に年金として受給するか、又は積立金を一時金で受け取る制度です。 現職時未加入の方は、この制度に加入できません。

(1) 提出書類

- ① 「ドリーム年金の手続きについて」
- ② 「終身弔慰金加入者証」 (加入時に厚生会から発行したもの)
- ③ 「拠出型企業年金保険給付金請求書」

(2) 提出日

厚生会退職手続き等個別相談会

【2月25日（水）～3月6日（金）】で提出してください。

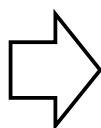
(3) 引受保険会社

第一生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社

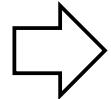
退職時の手続き

○ 年金コース

現職中の積立金をどうするか選択
(年金?・終身保障?・一時金?)



退職時に
選択
(例)
積立金
約600万円
〔 払込満了
(62歳) 〕
の場合



5年前あつ10年確定年金

前期年金月額	(1～5年)	約 69,430 円
後期年金月額	(6～10年)	約 34,710 円
年金受取期間		10 年間
10年間の年金受取累計額		約 624 万円

15年確定年金

年金月額		約 36,150 円
年金受取期間		15 年間
15年間の年金受取累計額		約 650 万円

15年保証期間付終身年金

年金月額	男性 約 25,720 円
	女性 約 22,760 円
年金受取期間	一生涯
15年間(保証期間)の年金受取累計額	男性 約 462 万円
	女性 約 409 万円

○ 終身保障コース

死亡・高度障害保険金 (生涯保障)

○ 一時金コース

一時金 約 600 万円

(注) 年金受取の必要額については、予定利率1.25%で計算していますが、予定利率は変更されることがあります。予定利率が変更されると必要額も増減します。

V がん保険・介護保険・医療保険・終身保険の継続又は解約

退職後の保険料納入は、半年払い(団体扱い)となり、年2回自動的に「預金口座振替」をします。

※但し、本会退職厚生部退職会員への加入が必要です。

退職厚生部退職会員未加入の方で継続の場合は個人扱いとなります。

(1) 提出書類 ① 「加入保険の手続きについて」

- (ア) 継続 … 退職厚生部退職会員加入のうえ、団体扱いとして継続する。
- (イ) 解約 … 脱退する。
- (ウ) その他 … 退職厚生部退職会員未加入のため、個人扱いとして継続する。

② 「預金口座振替依頼書」(継続される方のみ)

(2) 提出日 手続き書類は別途加入者に送付しますので、厚生会退職手続き等個別相談会【2月25日(水)～3月6日(金)】で提出してください。

VI 預金口座振替手続き

県の退職手当(入金口座が北陸銀行に限る)から貸付未償還金の返済や個人年金への追加掛金をされる方は、必ず下記の書類を提出ください。すでに振替口座が登録されている場合も、書類の提出が必要です。

退職後の各種保険を継続される方も書類を提出ください。

(1) 提出書類 「預金口座振替依頼書」

(2) 提出日 厚生会退職手続き等個別相談会【2月25日(水)～3月6日(金)】で提出してください。

・金融機関の証明は、本会で手続きします。ご自身が金融機関に出向かれる必要はありません。

・確認のため該当金融機関の通帳(本人名義)とその届出印をご持参ください。

・退職後の各種保険を継続される方で、北陸銀行以外での口座振替を希望される方は、その旨を厚生会へ連絡ください。別途、北陸銀行以外の「預金口座振替依頼書」を送付します。

(富山銀行・富山第一銀行・信金・労金・信連・農協・信漁連・漁協・ゆうちょ銀行は登録可能です。)

①・②を記入してください。

退

(年度末退職者用)

退職返還金・退会一時金給付請求書

給付種別 (○で囲んでください。)		一般事業部	退職返還金(転出・ 退職 ・退会・死亡)		
		退職厚生部	退会一時金(転出・退職・退会・死亡)		
一般	転出・退職 退会・死亡 年月日	令和8年3月31日			
退厚	転出・退職 退会・死亡 年月日	令和 年 月 日	生年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日
一般・退厚 共通使用欄(死亡の場合)					
死亡会員 氏名		会員番号			

上記のとおり請求します。

①	所属コード	会員番号
	所 属 名	フリガナ
		氏 名
		会員との続柄
		(請求者が会員以外の場合のみ記入)

一般財団法人富山県教職員厚生会理事長殿

上記のとおり相違ないことを証明します。

②	令和 年 月 日
	所 属 名
	所 属 長 名
	職印

退 厚	1. 転出・50歳未満・死亡の場合:掛金累計額	円
※退会一時金	2. 退職・脱退の場合:掛金累計額	円
	円 × 0.8 =	円

※欄は記入しないこと。

- ① 給付金は、給付種別ごとに請求ください。
② 給付金は、給与口座へ送金します。(口座を解約しないでください)

※受付印

令和7年度「厚生会退職手続き等個別相談会」開催日程表

開催日	地区名	時間	会場
2月25日(水)	高岡	9:00 ~ 15:30	高岡文化ホール 3F 第1会議室・第2会議室 高岡市中川園町13-1
2月26日(木)			
2月27日(金)	富山	9:00 ~ 15:30	富山県総合運動公園 1F 会議室 1-AB 富山市南中田368 (駐車場は南一Aをご利用ください。)
3月3日(火)	新川	9:00 ~ 15:30	黒部市国際文化センター 1F 創作室・会議室1 黒部市三日市20
3月4日(水)	砺波	9:00 ~ 15:30	富山県西部体育センター 1F 大研修室・中研修室 砺波市柳瀬241 (駐車場は第4駐車場をご利用ください。)
3月5日(木)	富山	9:00 ~ 15:30	富山県総合運動公園 1F 会議室 1-AB 富山市南中田368 (駐車場は南一Aをご利用ください。)
3月6日(金)			

- (1) 当日は個別の手続きとなり、所要時間は加入内容により異なりますが、約30分から1時間程度です。
- (2) 上記の開催日程表の中から、ご都合のよい日をお選びください。
- (3) 同一会場に申し込み多数の場合は、日時の変更をお願いすることがあります。**

服務上の取扱い

県立学校、県教育委員会事務局及び出先機関に勤務する職員については、令和7年4月15日付保体第15号の通知のとおり職務に専念する義務免除の取扱いとなります。

市町村立学校及び市町村教育センター等に勤務する教職員にあっては、職務に専念する義務免除として取扱われるよう依頼しておりますので、各市町村教育委員会にご確認ください。

「厚生会退職手続き等個別相談会」ご出席の皆様へのお願い

☆ 退職予定者への各種手続き書類は、2月中旬に各所属(本人宛)へ郵送します。

手続きの効率化を図るため、手続き書類は事前にご一読いただき、住所、氏名、送金口座等を予めご記入のうえ、相談会に持参くださるよう、ご協力をお願いいたします。

第4 退職後の弘済会事業

(公財)日本教育公務員弘済会富山支部

1. 令和8年度 弘済会の事業内容

弘済会は、教職員の福祉の向上と本県教育の振興・充実発展を目指して三大事業を推進している公益財団法人です。事業内容は次の通りですが、会員の皆さんにとっても「教弘友の会」会員として、かかわりのある事業です。(会員: 次ページ3項参照)

教育振興事業

- (1) 奨学事業……………大学院・大学・短大入学、在学者への奨学金貸与(無利息)
(最高100万円 無利息一括貸与、卒業後10年間分割返済)
高校3年生への奨学金給付(10万円)及び大学給付(予約型) 奨学金
(毎月3万円を4年間)
- (2) 教育研究助成事業…教育団体研究助成、教育研究大会助成、教育実践研究論文募集、
課題研究報告募集、教育助成等
- (3) 教育文化事業……文化振興助成、特別支援学校教育支援助成

福祉事業

- (4) 福祉事業……………健康増進補助、祝い金・弔慰金、30歳、40歳、50歳、60歳誕生日祝
指定宿泊施設利用補助、鑑賞・観戦補助、加入継続記念品の贈呈等
(次ページ4項(1)~(7)参照)

共済事業

- (5) 共済事業……………新教弘保険、新教弘医療保険α、新教弘介護保障付終身保険 等
(提携保険事業)

2. 教弘保険の継続方法・・安定した生活のために

教弘保険の満期は65歳です。したがって退職後も、現在の教弘保険は継続することができます。しかも、これまでと同様の掛け金で現在の内容を保障するものです。

退職後は、これまでのよう~~に~~に給与から引き去ることができませんので、下記の支払い方法から選択することになります。

- (1) 一括前納……………65歳までの残余期間分を一括して支払う方法
令和8年5月15日(金)までに(北陸銀行へ)
前納の場合は割引があります。
- (2) 口座振替……………毎月、口座振替をする方法(県下各金融機関から振替)
※なお、生命保険料控除証明書は、(1)・(2)とも、毎年9月下旬に自宅へ郵送します。

継続手続きは、弘済会が委嘱したジブラルタ生命のLC(ライフプラン・コンサルタント)
が各学校へ出向いてお手伝いします。
お急ぎの場合は、下記へご連絡ください。

ジブラルタ生命保険株式会社 富山支社	076-433-5170
富山第一・第二・第三・第六各営業所	076-433-5170
高岡第一営業所	0766-23-1296
公益財団法人 日本教育公務員弘済会富山支部 事務局	076-464-3703

* 退職時(昭40.10.2以降生まれ)が、『教弘保険加入』の最後のチャンスです。
<例>新教弘保険A型……………死亡保障1,000万円(保険料3,510円/月)

3. 「教弘友の会」会員に！・・・仲間の輪を広げるために

教弘保険加入者は、退職後『教弘友の会』の会員となり、これまでと同様の特典があります。『教弘友の会』会員になるには、特別な会費や手続きはいりませんが、次の要件に当てはまつていれば自動的に満期まで「教弘友の会」会員資格を取得したことになります。(詳しくは、弘済会富山支部ホームページ福祉事業のページに掲載してあります)

「教弘友の会」会員資格の要件	教弘保険(65歳満期)……………基本10口以上の継続 ※65歳以降も会員資格を継続できます(新教弘保険K型加入可) I種教弘保険(75歳満期)……………10口以上の継続
----------------	--

個別にLCが所属先を訪問しますのでご相談願います。

4. 福祉事業の活用・・・充実した生活のために

(1) 健康増進補助*

- ・人間ドック健診に対し、5,000円以内の補助
(1年おき)

(2) 祝い金・弔慰金*

(3) 指定宿泊施設利用補助

- ・年度5泊まで
- ・本人は1泊3,000円、同行の同居の家族1名のみ、1泊1,000円の補助

*健康増進補助の申請書の提出期限は受診された年度により異なります。

*祝い金・弔慰金の申請は事由発生から1年以内です。

*申請書等は、日本教育公務員弘済会富山支部ホームページからダウンロードできます。

宿泊先施設に予約ができましたら、宿泊日の10日前までに弘済会へご連絡ください。
「利用券」を送付します。

(4) 誕生日

- ・30歳、40歳、50歳、60歳の誕生日祝としてカタログギフト進呈(申請不要)

(5) 加入継続記念品の贈呈

- ・新規加入、ユース教弘保険移行、満2、5、10、20、30年、退職継続、65、70、75、80歳満期の記念品贈呈(申請不要)

(6) 鑑賞・観戦補助

- ・教育及び文化的資質の向上や心身のリフレッシュを図ることを目的として、芸術鑑賞(博物館・美術館・寄席鑑賞)等への補助

(7) その他

- ・『教弘友の会会報』(郵送) 年2回(6月・11月)

5. 資料 (提携保険会社:ジブラルタ生命保険株式会社の現状) ……経営状況は順調

2025年度・業績報告等の主な内容は次の通りです。

経営の安全性 ソルベンシー・マージン(支払い余力)比率:1029.1%(2025年3月末現在)

財務の健全性 (A+) スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付け(2025年8月末現在)

第5 退職後の学校生活協同組合事業

富山県学校生活協同組合

皆様方には、学校生協の事業に対し、長年にわたってご理解ご協力をいただきありがとうございます。ご退職後も「退職組合員」として、継続して学校生協をご利用いただきますようお願いいたします。

【「退職組合員加入・脱退」の意思確認書類提出について】

退職組合員加入：引き続き学校生協を利用される方

脱 退 : 学校生協を利用しない方

所定の書類に必要事項をご記入の上、郵送もしくは「厚生会退職手続き等相談会」当日持参で手続きをしてください。(提出期限：2026年3月6日(金))

I 退職組合員加入される方へ（再任用・臨任の方も含む）

【組合員番号】

- 現職時の組合員番号をそのまま引き継ぎます。

※ 再任用・臨任として県より新しい番号が付与された場合でも、**組合員番号は現職時と変わりません。**

【出資金】

- 現在の出資金をそのまま引き継ぎます。

現在お預かりしている出資金については、①全額残す ②一部を引き出す のいずれかの選択が可能です。

※ 組合員として在籍するためには、最低1,000円が必要です。

※ ②を選択された場合は、7月10日頃に登録口座へ返金します。

【利用代金の支払方法】

- 口座振替（毎月17日 17日が休日の場合は、翌営業日）

※ 加入手続き時、口座振替の登録をお願いします。（**再任用・臨任の方も手続きが必要です。**）

【退職後のサービスについて】

- 現職時と同等のサービスをご利用いただけます。（保険など一部を除く）

＜共同購入チラシ及びカタログについて＞

(1) お届けについて

ご希望の方には、ご自宅へお届けいたします。（申し込みが必要です）

(2) 配送料について（チラシ・カタログ）

前年の利用金額（税込）に応じて配送料をご負担いただく場合があります。

・ 前年利用金額（税込）3万円以上の方・・・無料

・ 前年利用金額（税込）3万円未満の方・・・年間2,000円（税込）

(3) 商品送料について

1回のご利用代金が5,000円（税込）未満の場合、送料480円（税込）をご負担いただきます。

<保険について>

団体割引制度やグループ保険の取扱いが変わります。

団体割引制度	生命保険	一般契約になり、3月中に保険会社と手続きが必要です。
	かんぽ生命	一般契約となり、4月5日以降に郵便局で手続きが必要です。
	損害保険	自動車保険は継続可
グループ保険	SUNサン共済（太陽生命）	70歳まで継続可 ※次回更新より退職後継続コースへ移行となります。
	スクール共済制度（明治安田生命）	70歳まで継続可
グループ積立年金	明治安田生命	退職をもって解約
こくみん共済 COOP	マイカー共済・セット共済	終身継続可
	新総合医療共済・新せいめい共済	80歳まで継続可

※自動車保険は、退職組合員として継続される場合もご退職される旨を保険代理店の担当者へご連絡ください。

II 学校生協を脱退される方へ

全てのサービスが受けられなくなります。

- 自動車保険の団体扱い制度やトリムカートリッジ等をご利用の方はご注意ください。
- 学校生協関係のカードは、すべて解約となります。解約のお問合せは、下記までお願ひいたします。

クレジットカード	連絡先
JCB学校生協カード	JCB北陸カード TEL 076-431-3010

ガソリンカード	連絡先
ENEOS ASSOC 全国カード 全国のENEOS店舗対応カード	SHIMARS（シマーズ）TEL 0766-82-315
TRUST&FLEX 全国カード 全国のアポロステーション店舗対応カード	浜岡商店 TEL 0765-24-1450
スタンド発行 指定店カード	各発行元のスタンドへご連絡ください。

【出資金等の返金について】

7月10日頃に在職中の給与口座に振り込みますので、口座を解約されないようお願いいたします。

お問い合わせ：富山県学校生活協同組合

〒930-0821 富山市飯野25-8 TEL 076(451)5351

第6 退職後の教職員共済生活協同組合事業

あんしん むすぶ
教職員共済

教職員共済生活協同組合富山県事業所

◆ 総合共済に加入の方は・・・

今年度末で退職される方は、富山県事業所まで連絡をお願いします。

退職時の手続きについてご案内します。

4月以降も教育関係機関で勤務される場合は、総合共済を継続することができます。

その場合、掛金の納入方法が変わります。口座登録していただき、その口座からの引き落としになります。

火災共済や自動車共済など現在ご利用中の共済は、退職後も継続できます

◆ これから教職員共済を利用するには・・・

現在、教職員共済の利用がない方でも、100円の出資金で各種共済をご利用できます。

トリプル・A（団体生命共済・医療共済） 65歳までは現職と同じ掛金 日帰り入院にも対応

火災共済・自然災害共済 火災だけでなく落雷や風水雪害、地震も補償

レスキューA（交通災害共済） さまざまなケガや賠償に 自転車保険としても使えます

自動車共済 人身傷害補償でさらに充実 事故有効率は採用していません

車両共済（車両保険） 愛車の補償のため、自動車共済にプラスして契約できます

★ 総合共済の保障内容やその他各種共済の詳しい内容については、

教職員共済ホームページをご覧ください。

教職員共済

検索



★ 総合共済以外の手続きについては、「厚生会退職手続き等個別相談会」で、お問い合わせください。

お問い合わせは・・・



教職員共済生活協同組合富山県事業所

〒930-0018 富山市千歳町1-2-7 富山県教育会館3F

TEL: 0800-888-4073 (フリーコール・通話料無料)

第7 富山県退職公務員連盟について

入会のご案内

富山県退職公務員連盟 (略称「退公連」)

公務員を退職される皆様へ

向春の候、貴台にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
長年にわたり、教育公務員として児童生徒の教育、地域社会の発展のためにご尽力されましたそのご苦労に対し、衷心より感謝と敬意を表します。

富山県退職公務員連盟は、退職後の私たちの生活を支えている年金をはじめ、医療・介護・税制等の改善についての要望を日本退職公務員連盟と一丸になって国会議員や政府、関係省庁に強く働きかけ、これまでも大きな成果を得ています。

貴台には、本連盟の活動にご理解を賜り、是非、ご入会くださいますよう心からお願い申し上げます。

令和8年2月

富山県退職公務員連盟
会長 野上 浩太郎

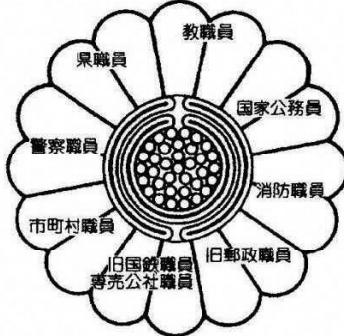
I どんな団体か

1 名 称 富山県退職公務員連盟 (略称「退公連」)

※全都道府県退公連で構成する (一財) 日本退職公務員連盟 (略称「日公連」、正会員数約10.0万名、準会員等を含めた総会員数16.3万名) に所属

2 設 立

- 昭和23年10月23日、終戦後の激しいインフレの中、恩給生活者の極貧生活を救済するために「富山県恩給増額期成同盟」を結成
 - 昭和25年に「富山県退職公務員連盟」と改称
- 創立以来70年余りの伝統と実績のある団体**



3 構成及び会員数

- 会員は、国・県・市町村職員、教職員、警察職員等の退職及び現職の全公務員
- 退職者から成る正会員は約2,600名 ほかに現職者から成る準会員で構成
- 県内18支部で構成

4 会 費

- 退職者 (正会員) は、年会費1,700円 現職者 (準会員) は、年会費300円
その他に支部会費があり、支部によって会費は異なる。

5 特 色

- 年金や医療、介護制度等に関することを、強く政府に要望できる団体**
- 政治的には、一党一派に偏することなく、中立な団体**

※本連盟の行動規範「われらの信条」の中で、「われらは、思想的・政治的自由をもち、常に公正と中庸において帰一する」としている。

II 活動していることは

1 署名活動、要望活動

- ・現職公務員の勤務条件整備や退職後の生活を支える年金・医療・介護制度等の改善を求めるための**国会議員や関係省庁に対する署名活動及び要望活動**

2 社会貢献活動

- ・地域の環境美化や福祉施設訪問、伝統文化親子教室（国庫補助）など、**地域に貢献する活動**
- ・読み聞かせや放課後子ども教室の支援など、**会員の専門性を生かした活動**
- ・手作り小物や絵手紙を携えた訪問、暑中見舞いや年賀状等の送付など、**会員による会員のための活動**

3 会員の親睦や相互扶助活動

- ・旅行、講話、食事会、レクリエーション、手芸教室、高齢者訪問などの**支部活動**
- ・米寿のお祝い、慶事の祝電、葬儀への参列など、**慶弔への活動**



4 新聞・会報の頒布活動

- ・日公連「退職公務員新聞」（隔月発行）や「富山県退公連会報」（年2回発行） 配布による**年金の最新情報の提供**

III 活動の成果は

1 安定した年金制度を築き、維持してきたこと

先輩方の並々ならぬ熱意と尽力のお蔭で、これまで約40回もの恩給や年金の増額改定を実現し、今日の安定した年金制度を築いてきました。

「**公務員としての安定した年金を、安心して受け取れること**」のことこそが、**退公連活動の最大の成果**です。

2 新しい「年金払い退職給付制度」を実現させたこと

国家公務員、地方公務員が加入している「共済年金」の維持という、私たちの強い要望にもかかわらず、平成27年10月「厚生年金」との一元化が実施されました。

しかし、国に対して粘り強く働き掛けた結果、国は私たちの要望を受けて、民間企業の企業年金に相当する制度として、国家公務員、地方公務員のための職域部分を補う新しい「**年金払い退職給付制度**」の導入を決めました。

3 「在職老齢年金の支給基準の緩和」を実現させたこと

在職老齢年金の支給停止額を緩和する「**年金法**」が施行（令和4年4月）されたことにより、停止額が28万円から47万へ緩和されました。さらに**年金法の改正**（令和7年6月）により、令和8年4月からは62万円に引き上げられます。

※ 令和7年度の停止額は51万円

4 「国家公務員・地方公務員の65歳定年制」を実現させたこと

令和3年に国会で成立。令和5年度より2年ごとに1歳づつ引き上げ、10年かけて令和13年に65歳へ。

退公連が粘り強く国に対して要望してきたことが、実を結んでいます。

退公連の誇りを新たに 世代相互のつながりを強くしよう！
(富山市支部会員 有澤 嘉晃氏 作)

退公連入会 Q&A

Q1 定年退職しても、まだ、当分の間は年金を受給できないし・・・

A 年金受給年齢の引き上げにより、令和3年度末以降の定年退職者（昭和36年4月2日生まれ～）から、受給が満65歳となりました。これは、現役の保険料負担と退職者の年金受給バランスを確保するために、年金制度が見直されたからです。

こうした改訂は、景気動向等も踏まえ、過去約70年にわたって何度もありました。しかし、**その都度、退公連は、国に対して公務員の立場を訴えて年金の減額をできるだけ押さえたり、年金の増額を要望したりしてきました。そして、実現させてきました。**先輩たちの必死の要望活動によって、今日の年金制度が維持されているのです。

今、一番大事なことは、次世代に現行制度を引き継いでいくことです。**一人一人の退公連への参加の意思表示が「大きな力」**になるのです。退公連に入会して、是非、あなたの力を貸してください。

なお、引き続き仕事を継続される方も、定年退職時が入会の機会となります。

Q2 職場関係のOB会をはじめ、いくつもの団体に入っているから・・・

A 退職後も様々な会に入会され、旧交を深められること、十分ご理解いたします。

しかし、**私たちの退公連は、すべての公務員の「退職後の生活を支える年金制度を守り、その改善と充実を図る」**ことを目的としています。退公連は、国や政府に直接要望活動をしている全国組織の団体であり、そのことによって年金制度はこれまで数々の改善がなされています。

皆さん一人一人の加入が大きな力になります。退公連というこの大事な組織を守り発展させるために、職場のOB会とともに退公連の会員となってご協力をお願いします。

Q3 既に主人(親・妻)が入っています。家族で2人も入る必要はないと思うが・・・

A 退公連は、年金制度の改善・充実を図るために要望活動を行っています。**要望活動は、会員の数が多いほど力強く、要望が通りやすくなり、効果的です。「数は力なり」**です。お互いに年金を貰っている者として、退公連の会員となってご協力いただきたいと思います。

なお、1家族で複数の方が会員の場合、「退職公務員新聞」を1部にすると、会費は200円安くなります。

入会のお願い

要望を実現するには、「数は大きな力」です。
是非、あなたの入会をお願いします。



挿絵 上市支部会員
伏黒 昇氏 作

Q 4 入っても、同じ職種の人が少なく、知っている人がいないから・・・

A 「同じ職種の方が少ない・・・」というあなたが心配されるお気持ちよく分かります。

しかし、退公連は、職種を超えて力を合わせて年金制度の充実・改善を目指して活動しています。また一方では、支部活動も大事にしています。実際、「支部の様々な行事に参加する中で、職種を超えて支部の方々と交流ができるとても楽しい。」という声を耳にすることも多いのです。

また、少ない会員の職種のあなただからこそ、同じ職種の方々に声を掛けて、仲間を増やすために力を貸してほしいのです。是非、ご協力をお願いします。

Q 5 入っても、そんなに良いこと（メリット）がなさそうだから・・・

A 公的年金制度は、世代と世代の助け合いシステムです。年金受給者は、現役世代の多額の保険料（18.3%）で支えられていることを、まず、共有しましょう。

本県退公連は（一財）日公連に加盟し、70年以上にわたり全国47都道府県の仲間と共に、国会議員や政府・関係省庁に対して数々の要望・陳情をし、恩給や年金の増額改定を実現し、今日の安定した年金制度を築いてきました。

仮に、公的年金制度が破綻したら、子供たちが親を支えることになりますが、それは本当に可能でしょうか？

私たちは、今、その恩恵を受けています。そのことが、何よりも最大のメリットでないでしょうか。これを守り、維持し、改善していくことが、私たちの務めだと思っています。

そのためにも、是非、あなたの力を貸しください。



令和7年度 富山県退職公務員連盟役員

（令和7年11月末現在）

顧問		副会長(警察職)	福田 敏彦	魚津市支部長	平野 洋次	南砺福光支部	廣田 久藏
富山県知事	新田 八朗	〃(組織部)	本田 敏也	滑川市支部	松村 進	南砺第2支部	窪 正則
富山市長	藤井 裕久	〃(女性県東部)	森田 令子	上市町支部	稻垣 宗之	女性部(富山)	牧野 宇子
参 与		〃(女性県西部)	伊豆多都子	立山支部	石原 隆	女性部(高岡)	中島美恵子
前会長代行	尾島 隆保	〃(新川・朝日町)	河村 智明	上新川支部	室生 晃年	事務局長	高島 雅之
〃	恒田 勉	〃(富山・富山市)	市田 克次	婦負支部	若林 謙二	監事(4地区より3名)	
理 事		〃(高岡・新湊)	後谷 仲子	射水支部	宮下 安次	新川(滑川市)	福田 恒
会 長	野上浩太郎	〃(砺波・小矢部市)	大浦 信一	高岡市支部	藤井 正治	富山(富山市)	広井 瞳
会長代行	喜多野雄二	入善町支部長	柚木 俊二	氷見市支部	小林 隆文	砺波(南砺市)	窪 正則
副会長(県職)	大坪 昭一	黒部市支部長	國香 正稔	砺波市支部	上江 崇春		

連絡先 富山県退職公務員連盟事務局

〒930-0018 富山市千歳町1-5-1 富山県教育記念館内 TEL・FAX (076) 432-3624

第8 富山県教育会・富山県退職校長会について

ご退職される教職員の皆様へ

(公社) 富山県教育会 「終身会員」入会のご案内

ご退職、おめでとうございます。これまで現職会員として本会事業推進にご理解ご協力を賜りましたことに、心から感謝いたします。

ご退職されるに当たり、引き続き本会の「終身会員」としてご入会いただき、本県教育の振興と健全な児童生徒の育成のためにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月

公益社団法人富山県教育会 会長 金岡克己

1 富山県教育の振興を図るための主な公益事業

凡例：〈 〉内は事業開始年

- (1) 教育尊重の気運の高揚と啓発に関する事業
 - ・機関誌『富山教育』の発行〈明. 21〉
 - ・『富山県教育手帳』の発行〈昭. 51〉
 - ・教育講演会の開催
- (2) 児童生徒の創造性や思考力の育成に関する事業
 - ・富山県科学展覧会の開催〈昭. 16〉
 - ・富山県児童生徒思考大会の開催〈昭. 32〉
- (3) 児童生徒の徳性高揚に関する事業
 - ・富山県をよくする会表彰 (富山県中学生の顕彰) 〈昭. 26〉
- (4) 児童生徒の学習資料等の編集頒布に関する事業
 - ・『きょう土のすがた』『のびゆく富山県』『統計図表・富山県地図』
『思考力の開発』『夏のチャレンジ』『学習のたしかめ』等の学習資料の発行
- (5) 教育研究の推進に関する事業
 - ・富山県理科教育研究発表会の開催〈昭. 33〉
 - ・教育に関する研究助成〈昭. 26〉
 - ・第77回日本連合教育会研究大会長野大会への派遣 (令和8年8月)

2 「終身会員」入会の手続き及び会員の特典

(1) 入会の手続き

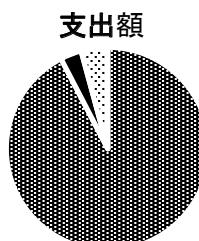
- ・関係書類は、4月中にお届けいたします。
- ・会費は、入会時1回のみ 15,000円を納入していただきます。

(2) 会員の特典

- ・機関誌『富山教育』の贈呈 (令和8年度3回発行予定)
- ・教育資料『富山県教育手帳』の贈呈 (令和8年度版)
- ・「教育に関する研究助成」への応募 (教育論文募集)
- ・慶祝及び敬弔に係る対応 (丁重な祝意や弔意を表する。)



・事業収益	87.0%
・会費	9.8
・補助金	1.5
・寄附金	0.6
・雑収益	1.1



・事業費 (公益)	92.0%
・事業費 (会員福利)	2.7
・管理費	5.3

※お問い合わせ：(公社) 富山県教育会 (富・千歳町1-5-1 教育記念館内) TEL 076-432-3624

「富山県退職校長会」 入会のお誘い

今年度末をもって役職定年を迎える校長先生方、すでに役職定年を迎えた元校長先生方には、長年にわたり児童生徒の健全な成長と教職員にとって生きがいのある学校を願い、多大なご尽力をされましたことに心より敬意を表します。

さて、富山県退職校長会は、昭和 40 年 5 月に「会員相互の親睦と福祉の増進」「生涯教育の在り方を展望した教育の大切さの高揚」を目指して結成し、今年度で 60 年となる長い歴史があります。

つきましては、校長を経験なさった先生方には、会員相互の親睦はもとより、一校の経営者として培った経験を生かし、富山県教育の推進に向けての世論の高揚や地域貢献を含む生涯学習に関する活動を、この会と共に進めていただきたく存じます。

役職定年後、定年等による退職後も、現職校長や学校現場を応援し続けるという意味を含めて、何卒ご入会いただきますよう、ここにご案内申し上げます。

1 対象者

- 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の校長経験者

2 組織構成

- 会長 加藤 一郎
- 会員数 約 1,200 名
- 委員会
 - ・会報委員会………会報『高志路』の発行
 - ・生涯学習委員会…生涯学習活動事例集『志を生きる』の発行
 - ・教育課題委員会…学校支援、全国連合退職校長会等との連携

3 主な事業

- 会報『高志路』の発行（今まで第 132 号）
 - ・年間 2 回の発行（総会編…1 回、会員編…1 回）
 - ・提言や随想等の会員の声、絵画・書・俳句等の作品紹介、各委員会の活動報告等の掲載
 - ・全国連合退職校長会や東海北陸地区退職校長会の活動報告等の掲載
- 生涯学習活動事例集『志を生きる』の発行（今まで第 12 集）
 - ・「地域や職域において活躍されている会員の活動事例を紹介し合いお互いの活動の参考として励まし合う」ことを願って発行
 - ・紹介者はこれまでに 111 名
- 教育懇談会の開催（年 2 回）
 - ・学校教育の諸課題を把握し、具体的な学校支援を求めて

私たち
は精一杯、
学校教育を
応援します！

〔現職校長会（小・中・高等学校）〕とは、学校教育の現状と課題に応じた、退職教員の学校支援の在り方についての意見交換

〔県教育委員会〕とは、県教委の重点施策や今日的な教育課題についての意見交換

4 入会に関する会費及び手続き [以下の内容の入会案内を、3月末日までにお届けします。]

- 年会費 3,000 円（全国連合退職校長会の会費を含む）を同封の郵便振替用紙で、本年 4 月末日までに納めてください。
 - ・「払込取扱票」には払込人住所氏名を忘れずにご記入ください。
 - ・払込票兼受領証をもって領収書にかえさせていただきます。
 - ・振込手数料はご負担願います。直接、事務局にご持参いただいても結構です。
- 会員名簿台帳の提出…FAX・メール等で事務局にご提出ください。

※ お問い合わせ先：富山県退職校長会事務局：Tel 076 (432) 3624

（富山市千歳町 1-5-1 富山県教育記念館 4 階）